

第 2 9 回 三 番 瀬 再 生 会 議

議 事 録

日時 平成 2 1 年 1 2 月 1 4 日 (月)
午後 5 時 3 0 分 ~ 午後 8 時 5 8 分
場所 船橋市民文化創造館きららホール

目 次

1 . 開 会	1
2 . 意見交換	1
3 . 議 事	9
(1) 第 2 7 回から第 2 8 回再生会議の結果について	1 0
(2) 三番瀬評価委員会での検討結果について	1 0
(3) 平成 2 2 年度千葉県三番瀬再生実施計画 (案) について ・委員からの意見について ・市川市塩浜 1 丁目海岸再生事業について〔海岸調査計画 (案) 〕 ・市川市塩浜 2 丁目護岸改修事業について	1 7
(4) ワーキンググループの検討状況について	3 5
4 . 報告事項	
(1) 三番瀬関連委員会の開催状況について	
(2) 市川市塩浜 2 丁目市川市所有地前面における砂移動試験 (案) について	
(3) 市川市塩浜 2 丁目護岸改修事業の進捗状況について	
(4) 千葉港葛南中央地区ふ頭用地整備に伴う護岸復旧工事について	
5 . その他	3 9
6 . 閉 会	4 4

1. 開 会

三番瀬再生推進室 定刻となりましたので、ただいまから第 29 回「三番瀬再生会議」を開催いたします。

本日は、佐藤委員から、所用のため欠席との連絡がございました。

また、倉阪委員、清野委員から、多少遅れるとの連絡をいただいております。

現在、委員 22 名中 15 名のご出席をいただいております。設置要綱第 6 条第 5 項で定める会議の開催に必要な委員の半数を充足していることを報告いたします。

本日の配付資料ですが、資料一覧を別紙により添付しておりますので、ご確認いただき、不足等があればお申し出いただくようお願いいたします。

また、各委員には、いつものように青いホルダーに入れた千葉県三番瀬再生計画等を用意しております。

加えて、会議資料ではありませんが、本日は、委員、オブザーバーの皆様には三番瀬カレンダーをお配りしています。このカレンダーは、県の三番瀬再生支援事業補助金を財源の一部として三番瀬カレンダー制作実行委員会が制作したもので、再生会議委員、オブザーバーの皆様へ贈呈したいということで提供があったものです。

三番瀬再生推進室 それでは、はじめに森田知事からご挨拶を申し上げます。

森田知事 本日は、御多忙のところ、三番瀬再生会議の委員の皆様及びオブザーバーの皆様、本当にありがとうございます。

大西会長をはじめ、皆様方、本当に絶えずご熱心に、また長時間にかけてご意見をいただいていると、そのように聞いております。

私も今日三番瀬を色々ずっと視察、また見てまいりました。私もこの後予定があるのでございますけれども、少しでも皆さまのご意見をお聞きさせていただきたいと、そのように思いまして、出席させていただきました。

今日ずっと見させていただきまして、本当に東京湾の宝物だなと、やっぱりこういうものは大事にしていかななくてはいけないし、それとですね、本当に大事なことは、地元であるこの皆さまの意見を十分に聞いて、また市川市、船橋市、習志野市、浦安市、この 4 市が、しっかりと英知を集め、県とともに、この三番瀬を、この私たちのこの宝をいかに、再生・保全していくかということを含めまして、十分に検討していかなければならない問題と強く感じております。

どうぞ、今日は皆さまの活発なご意見を、そして色々なお話等聞かせていただきます。どうぞよろしく願い申し上げます。

ありがとうございました。

2. 意見交換

三番瀬再生推進室 それではこれから会議に入りますが、会議の進行は大西会長にお願いいたします。

大西会長 はじめに、森田知事さんには、お忙しい日程の中、会議においでくださいます。

りがとうございました。今日は、現地を視察していただいて、何度も今までもご覧になっていると思いますが、改めて会議を前にして視察をいただいたということで、この点についてもお礼を申し上げます。

それでは、せっかくの機会で、いま知事さんから、三番瀬は千葉県の宝、あるいは東京湾の宝ということで、特に地元あるいは4市の方が県と協力して再生・保全を含めて三番瀬の将来をどう考えていくのが議論していくことは大事だということが述べられたと思いますが、現在の我々の任期はちょうど知事さんをまたがってあるということで、森田知事から改めて再生会議への期待あるいは要望が表明されたのではないかと思います。それを踏まえて、皆さんから、三番瀬をどうしていくべきなのかということについて、特にご意見にわたるところを述べていただくと、これから県政を進める上で知事さんの参考にしていただけるかと思っておりますので、私としてはできるだけそうした皆さんの意見を開陳していただくことが必要かと考えています。

あまり時間もありませんので、お一人お一人の発言は少し短めに1分程度ということで恐縮ですがお願いしたいと思います。発言のある方は合図していただいて、順番にいききたいと思います。

どなたからでも結構ですが、それでは、恒例になりますが、竹川さんから。

竹川委員 今日、知事にようこそいらしていただきまして、ありがとうございます。

特に、今おっしゃいましたように、三番瀬は東京湾全体の宝である、特にすばらしいポテンシャルがあるのだという話を直にお聞きしているわけですが、そういうことで、特に三番瀬、なかんずく「命のゆりかご」と言われているのが猫実川河口域という地域です。これは泥の干潟ですけれども、既にここでは、補足調査以来ずっと県の調査では、一貫して貴重な生態系があるのだということが言われております。それがまた漁業の方にとりましても、東京湾漁業の稚魚産卵の場所として非常に貴重なものとして言われているのです。特に今、船橋漁協の方では、昨年の春ですか、今の航路で区域された船橋の海域について、まずラムサール登録を実施してほしいと。これは最終的には一段階、二段階、三段階あるのですが、そういうことで、船橋の各町会連合会、習志野の町会連合会の役員の方、観光事業の方、企業の方、特に全員で船橋の段階的登録を実現しようという気運が今盛り上がっています。ぜひともそういう意味合いで、知事の今のポテンシャルを生かすという具体的なこととしてお願いをしたいと思っております。

大西会長 続いて、後藤委員。

後藤委員 今日はありがとうございます。

三番瀬というのは、本当に都会に残されたものすごく貴重な干潟であり、浅海域だと思っています。お話にもありましたが、東京湾の生き物のゆりかごみたいな存在で、ここがなくなってくると、東京湾全体の魚にとっても鳥にとっても非常に打撃を受ける場所で、非常に大切に育てていかないといけないと思っています。

僕がお願いしたいのは、先ほど4市の知恵を出し合って県が広域的なものをやっというお話が出たのですが、ぜひ、持続的に、戦略的に県として対応していただければと思います。

それからもう一つ、今お話もありましたが、円卓会議以来、市民参加と公開というのを原則にやってきましたので、多少時間がかかると思うのですが、ぜひ、この基本哲学を

残していただければと思っています。

大西会長 続いて、工藤委員、お願いします。

工藤委員 先ほどは大変力強いお話をありがとうございました。

実は三番瀬というのは、いま再生を目指しているのですが、そのポイントとして、漁業がここに存続しているということ、元々いい漁場であったということ、この二つがございいます。私どもは漁業を守らなければならない立場で仕事をしようとして今しているわけですが、ご存知のとおり、漁業は第1次産業でございいます。第1次産業を振興しようとするれば、第2次産業、第3次産業との軋轢が必ず生じてまいります。そこで、どの辺にバランスを取っておくかという、そのバランス感覚が大変大事なものなのですね。知事さんのこれからのお仕事の中でそういったことがとても大切になりますので、そこら辺のお気持ちをひとつ整理していただければと思っております。よろしく願いいたします。

大変抽象的で申しわけありません。

大西会長 ありがとうございました。

ちなみに、最初にご発言になった竹川さんは環境NPOの代表として委員になっております。次の後藤さんは、浦安市在住の公募委員ということで委員をされています。今ご発言の工藤さんは、東海大学の先生でありまして、漁業の専門家ということでご参加いただいております。

次の歌代さんは、市川市の地元住民代表ということで参加していただいております。

歌代委員 知事、いろいろと我々の要望を聞いていただきまして、ありがとうございます。

私は、行徳の地元も地元、本当の地元でございいます。

市川市といたしましては、この再生早期実現ということでもって取り組んでまいりますので、その点、予算を早く取っていただいて、早期実現させていただけたらありがたいと思います。よろしく申し上げます。

大西会長 本木委員、お願いします。本木委員は、船橋市の代表としてご出席です。

本木委員 知事さん、本当にご苦労さまでございいます。船橋の市民代表という立場で参加させていただいております。

今、市川の代表からお話がありましたように、やはり私たちも願いは同じです。先ほど知事さんから、東京湾の宝物だ、4市が英知を絞って守っていかうではないかと、こういう力強いお言葉がありましたので、どうかこの理念を全うしていただきたい。

小さなことなんでしょうけれども一つ申し上げておきたいのですけれども、船橋は、市川あるいは浦安のように、護岸を何とかしなければならぬという差し迫ったものはおかげさまで海岸線にはないのですけれども、やはり私たちが非常に関心を持っているのは、内陸を流れる海老川などを中心とした河川の浄化ということがあります。三番瀬再生会議の20年度の報告書にもあるのですが、高度処理水を川に再度流すという非常にユニークなこの施策について、私たち地元市民は注目をしています。どうか、こういう視点からもこのユニークな施策を継続して、河川の浄化というものをさらに強めていただければありがたいと、こんなふうに思います。

大西会長 次は、浦安の岡本さんからお願いします。

岡本委員 浦安の地元住民代表ということでこの委員会に出席させていただいている岡本でございいます。知事さんには、本当にお疲れのところをありがとうございました。

私の方からは、大変抽象的な質問で恐縮でございますが、昨今、羽田のハブ化の問題、成田飛行場との関連等々の問題で知事が精力的にお働きいただいていることは、ニュースその他いろいろなところで拝見させていただいているところでございます。本当にご苦労さまでございます。そういう意味からも、私どもが長年にわたり協議・検討を重ねておるこの三番瀬の再生について、三番瀬の位置づけというものを、県だけでなく知事さん本人がどのような形で考えていらっしゃるのか、その辺を端的にお願い申し上げたい。今後この三番瀬はどうあるべきかということをごひ知事さんのお口からお聞きしたいという気持ちで時間を取らせていただきました。よろしくお願ひいたします。

大西会長　それでは蓮尾委員、お願ひします。蓮尾委員は、「日本野鳥の会」の評議員で、鳥類の専門家として参加していただいております。

蓮尾委員　私は 35 年目に入りました市川市の行徳野鳥観察舎に勤めております。その前から、三番瀬といいますが、新浜と呼んでいた鳥の宝庫、そこにずっと通っております。

私は、発言としまして、いつも鳥の立場からできるだけ発言したいなと思っております。でも、私も人間です。このごろは、鳥の立場からの発言というものが私たち人間の生き残りをかけるために非常に大切なことなのではないかと、ちょっと開き直りがかねて思うようになりました。

千葉県は、東京湾もあり、それから太平洋に面し、利根川があり、そして海があり、山があり、畑があり、田んぼがあり、非常に自然の豊かな温暖なところです。その自然の恩恵というものをありがたく思って、それをもっと生かしていくということをごひ知事さんにお願ひしたいと思ひます。

今日は、お忙しい中をありがとうございます。

大西会長　では、細川委員。細川委員は、海洋環境の専門家として参加していただいております。

細川委員　専門家として参加しているとともに、評価委員会というところで全体の評価を担当しております。その立場で一言知事さんにお願ひ申し上げたいと思ひます。

県の中の体制として三番瀬のことをいろいろ考えてくれるという体制ができておりまして、三番瀬再生推進室というところで県の職員の方は一生懸命やっておりますところですが、三番瀬をよくするためには、記録を取って、どんなふうにいっているのかみんなで確かめながら進めていくということが必要になってきますので、三番瀬の変化をデータや資料として記録し、それを県民にお知らせしというようなことを少し学術的なセンスを持ってやっていくという部局、こういったところに責任ある職員を配置するというご努力、これをぜひしていただきたいと思ひているところです。

大西会長　大野委員、お願ひします。大野委員は、漁業の専門家という立場で参加していただいております。

大野委員　船橋の漁業組合長をやっています大野です。

数百年、百年一日のごとく、この東京湾で生活をしています。このような三番瀬を残すことについて、県を挙げて再生委員会をしていただきますことを、まず心から深く御礼申し上げます。ありがとうございます。

三番瀬の役割は、三番瀬が陸地化してしまうと東京湾漁業は全部ゲームオーバーになってしまいます。と申しますのは、具体例は、東京湾が日本一のスズキの産地です。日本一、スズキの漁獲量があります。そのスズキを腹を割りますと、大体カタクチイワシを

食べています。カタクチイワシは、富津崎までは漁獲対象になっていません。油が乗り過ぎて煮干にならなかったということもありますが、東京内湾の巻き網漁は、網目が一番小さいので1cm四方です。14節と言いますが、大きいのは8節で、このぐらいの目を使います。カタクチイワシの餌は、三番瀬の小動物の、放卵して、その稚魚といいますが、幼生ですね、それが浮遊卵になっていますから、その幼生をカタクチイワシが食べて、そしてカタクチイワシが本当に掃くほどいまして、それをスズキが食べると、そういう食性になっています。おかげさまでスズキが日本一獲れる。

それから、東京湾は閉鎖性の海域と言われていますが、太平洋の小さな入江でありまして、これが生きていることは外海にとっても大きなプラスになっています。このカタクチイワシが外へ出ていって、銚子沖とか、片貝とか、あるいは鴨川でカタクチイワシを獲っています。

そういうことですから、東京湾を守る、あるいは外の太平洋岸で生活する漁師たちの漁獲を守るという意味では東京湾が大事だし、東京湾を守るには三番瀬が大事です。そういう意味で、漁師だけではどうしようもないということはずっとわかっています。その中でこういう委員会をやっていただくことは、本当に心から感謝しています。

そして、最後になります。森田知事の行動力にいつも敬服しています。よろしくお願いいたします。

今日はありがとうございます。

大西会長 続いて発言があればお願いいたします。

市川市 知事には、私ども地元の住民、漁業者、企業、市長と一緒に要望もさせていただきまして、いろいろ課題についてお話をさせていただきました。ちゃんと聞いていただいて、ありがたいと思っております。

ただ、今日、現場を見られたということですが、お話の中で「三番瀬が東京湾の宝」という話がありましたが、一方ではいろんな課題があって、大変な問題があるからこそこういう会議をやっているのだという認識をしていただきたいと、そういう話がなかったのはとても残念だと思っております。

実際に、まだまだ、漁業環境はどんどん悪くなって、どんどん漁業者は減って衰退しています。自然環境も随分変わってしまいました。私も役所に入ってからずっと見ていますけれども、やはり、かつての状態の方がよかったです。どんどん変わってきていると思っております。危機感を持っている。また、市民は相変わらず、全く海と縁遠い、全く遠ざかったままになっています。

地元市民も、漁業者も、地元企業も、早くこの三番瀬が再生されていい状態になって、そこを大事にしていく住民でありたいと思っておりますので、ぜひ、そういう現状認識からこれから一緒に仕事をしていただきたいと思っております。

大西会長 続いて川瀬委員、お願いします。川瀬委員は、公募委員として参加していただいています。

川瀬委員 森田知事、今日はどうもありがとうございます。

私は、現在、子どもを育てる母親の立場でもございまして、今は、子どもたちが触れ合える自然ですとか身近に感じられる自然が、本当に少なくなっていますね。私たちより若い世代や子どもたちは、昔の子どもと違って本当に元気がないというか、活

力が感じられないなあということを感じております。

森田知事には、ぜひ先頭に立っていただいて、三番瀬から元気を取り戻すような取り組みを、そして水のつながりをみんなで考えていこうということをぜひお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

大西会長 続いて、上野委員、お願いします。上野委員は、環境NPOの代表として参加していただいています。

上野委員 浦安から出ております上野でございます。

森田知事には今日お越しいただきましたけれども、森田知事になられてから3回目の会議なんですね。非常に遅かったということをもっと先に言わせていただきます。本来なら、もっと早く来て発言をしていただきたい。本当にこの三番瀬をどういうふうに思っているのか、ご自分の口から県民に知らせる立場にあると思うのです。いわゆる説明責任とか言われております。知事としての確固たる方針を皆さんの前にお話していただきたいと思います。堂本知事から受け継がれたこの三番瀬再生会議です。

それと、浦安の立場として言わせていただきますけれども、千葉県は浦安の護岸を立入禁止にしています。これは市民と海を断ち切っている由々しき政策でございます、一刻も早くこういった悪政を取り払っていただきたいと思います。

以上です。

大西会長 松崎委員。公募委員で、市川市から来られている委員です。

松崎委員 知事、ご就任おめでとうございます。これから千葉県民のためにどうかご尽力くださいようお願い申し上げたいと思います。

1点だけですが、半年ぐらい前でしたか、読売新聞の京葉版に、知事さんのコメントでしようね、「三番瀬の再生の見直しだ」というコメントが載っておりました。それについて、今日、知事さんの発言の真意をお聞きしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

大西会長 三橋委員、お願いします。三橋委員は、環境NPOの代表として来られています。

三橋委員 船橋市民です。この上の7階に三番瀬サテライトオフィスというのを県でつくっていただいて、その運営する団体に所属しております。

船橋市には「海を活かしたまちづくり」という計画があります。当然、三番瀬の再生には、海だけではなくて、それを囲んでいる陸の部分のあり方も重大なことだと思います。それと、多くの命が関わっている事業になると思いますので、当然、時間のかかることは当たり前でしょう。そんな意味で、拙速を避けて、あきらめないで、じっくりと取り組んでいただきたいと思います。

大西会長 清野委員、お願いします。清野委員は、底生生物の専門家として参加していただいています。

清野委員 森田知事、お忙しいところをご臨席いただき、どうもありがとうございます。

三番瀬は、本当に多くのドラマを抱えた海だと思います。私も海の生き物で海底にいる生き物とか海岸の研究をしてまいりましたけれども、三番瀬に関わらせていただいて、この海が、非常に数奇な運命といいますか、そういうのを持っている海だなと思いました。海や川にはそれぞれの運命みたいなものがございまして、三番瀬は其中で埋め立てられずに残ったというのは、何かそういう星の下にあったのだらうと思います。そし

て「再生」という言葉は、今の日本や世界の人たちにとって、壊れてしまった海をまた蘇らせるということが非常に大きな夢です。壊れてしまったものを戻すということは、海でも生き物でも、人間の体でもそうですけれども、それを戻していくには時間がかかりますが、ぜひあきらめずに、それが残っていったということが、三番瀬の地元だけではなくて、多くの人たちに力を与えることになると思います。

三番瀬の運命にとって、森田知事のご登場というのもまた大きな幕開けだと思しますので、どうぞこれからもよろしく願いいたします。

大西会長　では、宮脇委員。宮脇委員は、都市計画、景観の専門家として参加していただいています。

宮脇委員　景観の立場で見ますと、現状、周辺は必ずしも「いい」状況とは限らない状況でして、特に陸地側と水が接する部分、こうしたところに景観への配慮が必要だろうし、あと、市町村を越えたものがすべて見えております。ぜひ千葉県がリーダーシップをとっていただいて、周辺の市町村と協力して景観整備を進めていただきたいと思います。また護岸に関してですが、公共事業はどうしてもB/Cという費用と便益で最低レベルのものをあまり費用をかけずにとということが行政ですけれども、景観や環境に配慮するという点では、それだけでは十分に実現できないところがありまして、ぜひ環境問題、景観の重要な地区として県のご配慮をいただきますようお願いしたいと思います。

大西会長　市川委員、お願いします。市川委員は、海洋生態学の専門家として参加していただいています。

市川委員　今年度からこの委員に加えさせていただきました市川です。

私、今までいろいろお話は聞いていたのですが、ここに参加させていただいて、一般市民の方の熱意の大きいのに非常に感動しております。

私の専門の立場から言わせていただきますと、三番瀬は三番瀬だけの問題ではない。生き物あるいは生態系というのは必ずみんなつながっているわけですし、例えば三番瀬ですと、東京湾という大きな枠の中でみんなつながっているわけです。そうすると、やはり三番瀬に面している市町村だけの問題でなくて、あるいは千葉県だけの問題ではなくて、もっと広く、東京都とか神奈川県などとも当然一緒に考えていかなければならない問題も出てくるかと思えます。そういうところをご配慮いただきながら、この三番瀬再生を進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

大西会長　それでは遠藤委員。遠藤委員は海岸工学の専門家として参加していただいています。

遠藤委員　どうも知事さん、今日は具体的に三番瀬をご覧になったということで、どうもありがとうございます。今日のように非常に穏やかな日もありますし、また風が強くて波が非常に立つときもあるのですが、ぜひまた機会がありましたら、そういったときを見ていただければと思っています。

私は護岸検討委員会の方にも入っております、ご承知のように、事業の中の幾つかの中で一番先行して進んでいる部分でございます。まず安全を確保しなければならないということで、老朽化した直立護岸の前面に一通り捨石を置いて、まず安全を確保するというところまでできたというところでございます。これから先、来年度から具体的なバリエーションに入って行くわけですが、最初に、この護岸のことについて感じたことは、図面がなくていろいろ検討しながら造っていくという状況だったために、通常ではあま

り考えられないわけですが、いろいろな事情があってなかなか断面が決められなかった。具体的には決まっていた部分があるのですが、実際に施工されているのはかなり違った断面になっているわけです。

それはともかくとしまして、これからよりよい形にもっていくためには、ある程度時間と費用がかかる。そういう意味で、現在、国の仕分けも非常に厳しい折ですけれども、いい護岸を造っていくという面で、これからそういった資金的な問題も出てくるだろう。工事は非常にお金がかかります。その意味で有効なものを造らなければいけないわけです。そのような面でまたご支援をいただければ、よろしく願いいたします。

大西会長 知事の予定が次におありのようですので、皆さん短めにお願いします。

倉阪委員、お願いします。

倉阪委員 遅れてきてすいません。大学の所用がございまして。倉阪と申します。

私が知事をお願いしたいのは二つでございます。三番瀬の保全というのは夢のある話なので、もっと明るく成果を出していただくということで、二つ提案をしたいと思えます。

一つは、ラムサール条約の指定湿地への登録です。これは、「保全をする」という観点だけではなくて、ビジターセンターを国から補助金をもらいながら造っていきけるのではないだろうか。それが起爆剤になって、市川塩浜のまちづくり自体が劇的に進展するのではないだろうか。そういう新聞報道が世間の目を向けさせるのではないだろうか。そういう夢のある一歩として、ラムサール条約への指定湿地の登録の話の話を任期中に進めていただきたい。

もう一つは、これも世間の目を向けさせるということで、「市川塩浜駅」をできれば「市川三番瀬駅」ぐらいに名前を変える。三番瀬が一番近いJRの駅ですので、そういう形で何か新しく動いたと。それが観光の起爆剤にもなりますし、そういった目に見える成果を上げていただくようお願いしたいと思います。

大西会長 倉阪委員は、環境政策の専門家であります。

それでは木村委員。習志野、地元の代表であります。

木村委員 習志野は、谷津干潟がラムサール条約に加盟しております。私も、今、ラムサールのワーキンググループに入っていますが、現状としては、船橋漁協はラムサール参加に意向していますが、その他の漁協、その他の団体がまだきちんと条件が整っていないということなのですね。いろいろ調べましたら、全体的にはもちろんラムサール条約に入った方がいいのですが、その他の漁協さんも、船橋漁協が入る分にはいいと言っている。そういう形で、ラムサール条約をほかの漁協さんは後にというやり方もある。そうなので、ひとつそういう形で、谷津干潟と兄弟の地域ですので、この三番瀬のラムサール条約の登録を広げていただいて、自然保護の大きなシンボルにしていきたい。こういう具体的なラムサール条約の加盟について進めてもらいたいと思っています。

大西会長 最後に、副会長の吉田さんからお願いします。

吉田副会長 森田知事、本日はお忙しい中をご出席いただき、ありがとうございます。東京湾の宝物であるということ、地元の意見を十分聞いて4市とともに県が再生・保全を進めていくということを伺いまして、大変ありがたいと思っております。

その中で、県の果たしていく役割というのは非常に大きなものがあると思えます。もちろん三番瀬の再生というのは県だけがやるものではなく、4市が関わるものもあります

し、漁業関係者、あるいはNPO、県民といったものがそれぞれ主体となって関わっていくことが大事だと思うのですが、その中で、県に求められている役割、特に知事に求められている役割として、今ちょうど12月で「第九」のシーズンになりますが、それぞれの人たちが、例えばそれぞれの立場で「こうして欲しい」「こうして欲しい」とやってもなかなか一つの曲になりません。やはり指揮者の役割は非常に大事だと思うのです。

そこで、この2回の再生会議の中でも、議事録を見ますと、「新しい知事として三番瀬のランドデザイン、どうしてイニシアティブをとっていくのかを語ってほしい」という要望が寄せられています。

先ほど私が申し上げようとしたことは倉阪委員がおっしゃってくださったのですが、例えばラムサール条約登録のようなことについても、それぞれの立場からすると何かぶつかっているように思えるのですが、実はうまく組み合わせれば、それが自然保護につながると同時にまちづくりにつながり、漁場再生にもつながっていくというまいり方があるのではないかと思います。その指揮をとっていただくというのが知事としてぜひお願いしたいことで、それに関して、今、この再生会議の中でランドデザインのワーキンググループというのを任せられておまして、次回の再生会議までには、委員の皆さんと話し合ひまして、それを出していきたいと思ひます。そういった曲の楽譜を書く程度のことは微力ながらやっていきたいと思ひますので、ぜひ、指揮を執るといふことについては知事をお願いしたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

大西会長 ありがとうございます。1名を除いて全員出席しましたので、20名の方に発言していただきました。いつもよりちょっと穏やかな発言が多かったような気もいたしますが、それはともかく、一つ二つに絞って発言して、短い時間でしたけれども、皆さんの普段の主張のエッセンスが開陳されたのではないかと思います。この三番瀬問題に一番ある意味で長い時間をかけて議論に加わってきた方たちの大事だと思う点が今日述べられたということで、これからの県政に大いに参考にさせていただければと思ひます。

大変お忙しい日程をおいでいただきまして、まことにありがとうございました。お引き止めしたいところではありますが、ご無理なようでありまますので、次の日程もあるということで、この辺で知事との意見交換会は閉じさせていただきます。

森田知事 どうもありがとうございました。（拍手）

（ 知 事 退 席 ）

大西会長 引き続き会議を続けます。どうも皆さんご苦労さまでした。

田草川さんが発言されたので、21人いたのですね。ほかのオブザーバーの方には大変失礼しました。時間がなかったものですから。

3. 議 事

大西会長 それでは、知事との意見交換を終えて、今日の議題、会議開催結果の確認を担当していただく方を決めさせていただきます。

今日は、倉阪委員と本木委員をお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

本日の主な議題は、「次第」のとおりであります。「次第」に従って議事を進めます。

(1) 第 27 回から第 28 回再生会議の結果について

大西会長　　まず、(1) 第 27 回から第 28 回再生会議の結果についてですが、これは資料 1 に記載されています。私から、ごく簡単に、前回第 28 回の会議概要を説明させていただきます。

　　前回は、主に「平成 22 年度三番瀬再生事業の方向性」ということを議題として意見交換を行いました。この議題は今日につながっています。

　　委員からは、例えば「干潟環境(干出域等)の形成・検討試験について、『推進する』という書きぶりにしてほしい」、「市川市塩浜地区における自然再生、湿地再生に係るワークショップで検討された内容について、再生会議でも検討してほしい」、「ルールづくりの取組は、協議の場の設定だけではなくて、具体的な検討をしていかないと間に合わないので、書きぶりの再検討をお願いする」などの意見が出されました。この点については、今日の県からの提案の中にも部分的に反映されているのではないかと。後でそれはまた検討していきたいと思えます。

　　私の方から、「干潟環境(干出域等)の形成・検討試験については、再生会議の委員の中でも共通した理解は必ずしもなされていない。将来の海域のあり方については詰めた議論はされていないが、だんだんそのような問題について議論すべき時期に入ってきているので、三番瀬のランドデザインについてこれから議論していきたいと思っている」というふうに申し上げました。

　　それで、今日の議論を踏まえて県の方で実施計画を作成して、それをスケジュールに従って議論していくということにしたいということでもあります。

　　それからもう一つ、ワーキンググループについて、「ラムサール条約」「江戸川放水路」「ランドデザイン」をテーマに三つのワーキンググループを発足させました。次回の再生会議でどのような議論があったかを報告してもらい、来年度の最初の再生会議でワーキンググループの最終報告をするというスケジュールでワーキンググループの議論を進めていただきたいということが、主な前回の議論でありました。

　　前回の会議の概要に関する誤り、あるいはこの場で確認したいことがありましたら、ご意見をちょうだいしたいと思います。

　　よろしいでしょうか。

　　それでは、資料 1 については以上とさせていただきます。

(2) 三番瀬評価委員会での検討結果について

大西会長　　次に、議題(2)三番瀬評価委員会の検討結果についてであります。第 27 回再生会議、前々回になりますが、私から三つのテーマについて評価委員会での検討をお願いしたわけですが。その結果について、評価委員会の細川座長からご報告いただきます。

細川委員(三番瀬評価委員会座長)　　評価委員会の細川です。評価委員会から、ご指示いただいた検討事項について、検討の報告をさせていただきます。

　　資料は、右肩に「資料 2」と書いてある左肩ホチキス綴りの資料です。

　　前回、9月の再生会議以降、10月に評価委員会を開きまして、それを取りまとめたと

いう格好になっております。途中経過については、前々回、前回に報告したところですが、ざっと資料に沿って報告させていただきます。

まず資料1ですが、「検討の趣旨」ということで、評価委員会というのはどういう役目なのでしょうかというところが書いてあります。三番瀬再生会議設置要綱に基づいて、専門的な立場から、この再生会議の指示に基づいて検討課題について検討して報告するということです。

三つ検討の指示がありました、1ページの「(2)三番瀬再生会議からの検討指示」というところですが、三つありまして、大きくりにまとめますととに分けられます。

としては、三番瀬の自然環境調査事業が5年1タームとして行われていますが、これの20年度(昨年度)の調査結果を見て、三番瀬で全体として悪いことが起きているかどうかということの評価をなささいということ。もう一つは、来年度(22年度)は5年1タームの総合解析が行われる年になっていますが、これに向けての準備をしていきなさいということ。さらに、市川市塩浜護岸の改修事業がいま進行中でありまして、事業主体が自分たちの事業で悪影響がないかどうかモニタリングをしているわけですが、その結果を見せていただいて、評価委員会として注意する点、何か危ない兆候があるかどうかという評価、こういったことをなささい。以上の三つです。

この三つをどんなふうにして評価していったらいいでしょうかというところで、(3)から申し合わせ事項が書いてあります。これは評価委員会の立場をメモにしたもので、個々の事業については個々の事業主体が一番よく知っているから、個々の事業主体周りでいろいろなことが起きていないかどうか注意して事業をしていただくのですが、個々の事業主体がたくさんあちこちで再生事業を行ったときには「全体を見る」という立場の人が必要でしょうということで、評価委員会としては、三番瀬全体の環境への影響について特に注意して見ていきましょうというようなことをメモに残したものです。「全体を見る」というのはどういうことかというのが2ページにちょっと書いてあります。「全体を見る」というのは、ジワジワという影響もあるし、個々の事業だと個々の事業周りで起きるものが少し離れた場所で影響が起きるということもあるだろうし、ということで「全体を見る」ということがどういうことかという技術的な目配りの仕方などをまとめています。

なお、2ページの6)に、評価委員会から再生会議への要望を特に取りまとめてありまして、「全体が悪くなっていない」「全体が良くなっている」というようなことを評価するときには判断の基準みたいなものが必要がありますが、どういうところまで再生しようと思っているのでしょうか、どういうところから再生しようと思っているのでしょうか、どんな順番でどこからやっていくのでしょうか、というようなことについては、評価委員会の議論というよりも再生会議全体でお決めになることではないかということで、先ほど来「グランドデザイン」という言葉が出ていますが、こういったようなものを決めていただくというのが評価委員会の評価の作業にとっても大事ですということをここであえて書かせていただいています。

そういうようなことをちょっと気にしながら、どんなふうやってきたかというのが5ページ目です。

20年度の結果が出始めたころから、評価委員会を7月から始めました。前回の再生会

議が9月にあった後に、10月の末に第14回評価委員会を行っています。あわせて3回の評価委員会と1回の作業部会を行ってきております。そこで三つの課題について議論した結果について、6ページ以降で説明したいと思います。

まず、20年度(昨年度)の三番瀬自然環境調査事業の結果どんなことがわかったのでしょうかというところの評価です。

20年度の三番瀬自然環境調査事業の中では、大きく二つの調査をしております。一つは深浅測量、一つは水環境モニタリングです。深浅測量と水環境モニタリングについてどんなことが行われかというのが、6ページの(2)のアに書いてあります。

水環境モニタリング調査というのは、三番瀬の中の三つの地点で、水温、塩分、水質あるいは流向、流速という物理現象の連続観測を6月から3月までの9ヵ月間行いました。データを見ますと、途中20年度に青潮が発生して、そのおかげで酸素濃度が減ったり、あるいは雨が降って河川水が流入すると塩分濃度が下がって真水の割合が増えたりということが観測記録として取られました。

もう一つの三番瀬の深浅測量調査というのは、12年度、14年度に深浅測量を行っていますが、これとの並びで20年度(昨年度)に深浅測量を、少し前の年よりも密度濃くというのですか、測定地点数を増やして調べました。12年から14年の間の深浅測量の結果では「侵食傾向があります」という結論だったのですが、14年度から20年度まで今度新しく調べた結果では、少しゆっくりとした堆積傾向があって、12年から14年の侵食の割合、2年間で10cmだったのですが、今度14年から20年度まで6年間でやっぱり10cmの堆積があって、12年度状況に近づいているというような結果が示されました。

また、部分的ですけれども、日の出地先の斜面が深い方に向かって少しずつ底質が崩落しているのではないかということ、日の出地先の砂嘴が少しずつ延びているのではないかというところは、15年度の総合解析で指摘がありましたが、今回でも少しずつ進行しているという結果が出ました。

これらを見せていただいている評価ですけれども、水環境のモニタリング調査では連続観測というのがようやくとできたというところです。この連続観測ができたおかげで、モデルを使った総合解析をするという下準備ができたなというところが一つの成果です。

それから、連続観測の成果を見て、この海域ではあり得ないような流れとか、あり得ないような今までなかったような濃度が特に発見されたというわけではありませんでした。機構の解明にとって一歩情報が貯まったというところが一番の大きな成果だったと思います。

それから深浅測量の調査ですが、6年間の堆積で、7ページの23万 m^3 ぐらいの砂が堆積していて、ちょっと増え方としても多いね、どこから来ているどういう泥なのだろうかというところは、これだけの調査ではなかなかわかりにくいということがありました。後でも護岸の検討のところでも触れますが、大きく深浅測量から見て、どこかに大きく溜まるとか、どこかに大きく削られるとかいうことで三番瀬に悪影響があるというような状況ではないし、結果の数値については、いろいろ記述に改善すべき点があったりしますが、このぐらいのことが起きていてもそれほど不思議はないなというような数値でありました。

以上が20年度の調査結果に基づく評価です。

22年度の総合解析に向けて少しずつ準備しなさいというもう一つの宿題については、9ページからです。

22年度の総合解析に向けての準備ということで、特にお金がかかるようなものについては、あらかじめ県の方に、これこれはお金がかかりますねというようなことを言っておかないと、22年度に入った途端に「予算計上してくれ」「予算はありません」というような議論になっては困るということがあったので、少しずつ、どんな作業が発生してどんなふうやっていったらいいのかという議論をしてきました。幾つか経費負担が発生されることが現時点で想定される作業を、9ページ(2)の1)のオに幾つか指摘しました。

また、全体の進め方として、評価委員会の先生方にボランティアでやってもらうといったところについては、それはすごく限界があるから、県として責任を持って専門的な知識を持った県職員がこれを担当するようにしてくださいという要望を県の方にはお願いしているところです。

それから、解析作業をどんな手順でやっていったらいいかということについては、9ページから10ページにかけて、こんな段取りかというところをまとめています。物理・化学的なデータと生物データとちょっと分けて考えましょう、生物データについては生物データの特性を十分配慮して可能な限り多面的にやっていきましょう、物理・化学データは時系列解析、何年にこうなって次こうなってああなってというようなところがどんなふうに解析できるかやってみましょうというようなことで、その上で物理・化学データと生物データとのお互いの関係みたいなことを少しずつ検証していくような、行きつ戻りつの検証作業が出てくるのだろうなど、そんな整理を少ししてきたところです。これについては、マニュアル的な手順本みたいなところまでの整理はできていませんが、イメージとして、少しずつ総合解析のイメージを評価委員会の中で議論し形づくってきているところです。

三つ目の宿題です。市川市塩浜護岸改修事業、特に2丁目の事業についてのモニタリング結果を見せていただきました。11ページからがその検討結果です。

モニタリング結果はこのように主張しています。法先において今のところ著しい変化は見られていないという地形変化。それから、シルト・粘土の含有量が多少変化しているけれども、そんなに大きな組成の変化がないということ。生物では、護岸を造ったときにマガキを基盤とした潮間帯のハビタットとして機能しつつありますねと、そういう報告を受けました。また、護岸の緑化試験で砂の間詰め、購入砂と海の砂でこんな差があったというようなデータが紹介されましたし、砂つけ試験でつけてから1ヵ月後で、生き物が、コメツキガニなどが確認されて、地形があまり変化していないというようなことなど、幾つかモニタリング結果の報告を受けました。

それを聞きまして、評価委員会としての評価結果が11ページのイからです。

先ほどちょっと述べましたが、自然環境調査で14年度の深浅測量と20年度の深浅測量を見ると、若干の堆積傾向が見られています。一方で、市川塩浜護岸前面の測量では、ほとんど変わっていませんというようなことでした。両者比較する期間とか場所が少し違うので、相互に齟齬があるのかどうかということについては、測り方の再確認みたいなことはお願いしていますが、なんでこういう結果になったのかについての両方の見

比べというところについては、まだ評価委員会としてはできておりません。結局 22 年度にやることになるかもしれませんが、大きな見誤りとか作業上のミスがないかどうかというところについては至急確認をしようと思っております。

あとは、水鳥のデータとか生物調査のデータとか、護岸改修事業の方から説明されたところについては、記述の仕方が不適切あるいはちょっと言い過ぎているというところがあったので、それは直してくださいというお願いをしました。特に砂つけ試験では、流出防止工を前面に配置した上での状況だということをやんと明記しましょうねということを目指しました。それを踏まえて、全体を見せていただいた上では、この市川塩浜護岸の改修事業が三番瀬全体の環境に著しい悪影響を及ぼしているというような兆候は今のところ見られていないということですが、特に今年度のデータについてはまだ秋冬のデータは見せていただけていないので、引き続き留意してモニタリングを続行していただきます、してくださいというようなお願いをしたところです。

以上3点について評価委員会で議論した様子を報告させていただきました。どうもありがとうございます。

大西会長 今、評価委員会からの報告がありました。皆さんからご意見あるいは質問があれば受けたいと思います。

後藤委員 三番瀬は全体として堆積傾向が今回出ましたということで、かなり慎重に土砂堆積のメカニズムとかそういう検討は今後やりますよという話になっていると思います。今まで、どっちかという侵食。もちろんずっと侵食傾向にあるということではないとは思いますが、かなり放水路からの土砂の供給とか、一部深掘りに砂を投入しているということも聞いていますので、どういうイベントがあったかも含めて、堆積か侵食かというメカニズムはなかなか難しいとは思いますが、ぜひその辺を慎重に検討していただければと思っています。

竹川委員 深浅調査の点ですが、データの的にこの解析方法が若干問題があるのではないかと。平成 14 年のときの総合解析では全体的に侵食しているということが言われておまして、特にその侵食傾向は、平成 12 年から 14 年までの 2 年間だけが侵食している、それまでの 9 年間は堆積しているということだったのですが、今回の結果では、平成 20 年になって、平成 12 年、13 年の 2 年間の侵食がやっと取り戻せて、平成 12 年のレベルにまで達したのだというふうに結論がつけられているわけです。その点で、私どもの調査等の結果でも、また県の平成 20 年の調査の結果でも明らかになったのは、沿岸部、特に船橋の海浜公園の先、江戸川河口堰の先、塩浜 2 丁目から入船にかけての沿岸域はこの堆積傾向が極めて大きい。平成 12 年のレベルに達したということだけでなく、非常に大きい。その間に航路の浚渫等もしておりますから、そういう点での掘り下げがまだ足りないのではないかと。これは次の 2 節の方で調査の問題がありますので、その辺でまた来年度の問題として意見を述べたいと思います。

工藤委員 これは評価委員長に申し上げることではないのですが、11 ページに評価結果ができておまして、確認作業を行うこと、了解をとること、評価できるように記述すること云々と、こうなりますね。ということは、この要望は再生会議へもってくるのでしょうか。それとも、実はここには護岸検討委員会というのがありますから、そちらで議題としてやりなさいという意味なのではないでしょうか。その辺のところを評価委員長の意

見をいただきたいと存じます。

後藤委員 9 ページですが、評価委員会の皆さんは、三番瀬の水の流れ、影響予測シミュレーションとか非常に意欲的な部分もしていただいているみたいで、それはすごくありがたいと思っています。僕らもそれを守っていきたいと思います。

それから 10 ページ、分析手順をこれだけ明確にさせていただいて、今まで何となくどういう分析をするのだろうかと思っていたのが、必要なこと、あるいは県として対応していただくことも含めて非常にいいフローができ上がってきたなと思いますので、ぜひこれからもこういう形で、何度も繰り返しながら、できるだけいいモデルというか分析ができるといいなと思っています。その点は非常に評価させていただきます。

大西会長 ほかにありますか。

よろしいでしょうか。

それでは、今までのところについて回答をお願いします。

細川委員（三番瀬評価委員会座長） まず、堆積あるいは侵食についてはさらに慎重に検討してほしいということです。けっこうな土量が動いているという観測結果になったのですが、この海域は比較的穏やかな海域で、大雨が降った後にボンと濁りは来ますが、それで全部説明できるのだろうかどうだろうかということも含めて、メカニズムの解析というものに対しては、この深淺測量という観測の仕方だけでどこまでできるのかというのは、いろいろ議論があるところだと思います。ご指摘のとおり、人為的な土の持ち込みとか土の持ち出しというのが一方であって、これの土量についてもデータなどを教えていただいて、特に単年度で「昨年どうだった」じゃなくて、この5年間どのくらいの持ち込みと持ち出しがあったのだろうかというところのデータを見たりして、どういう要因でどのくらい説明できるのかといったところはこれからやっていかなければいけない部分だと思います。それが後藤さんへのお答えです。

竹川さんへの答えですが、深淺測量をやってみて、ある年にボンと増えたり、ある年に減ったり、ジワジワと戻ったりということは、波が荒いというか、土砂が出たり入ったりしているような海岸ではときどき起こるということです。特に波が砕けるところより浅い場所ではこういうことがときどき見られるということですが、それでも、これがどんなメカニズムでどんなふうに説明できるのか、あるいは、データを疑い出すと解析ができなくなってしまうというところがあるのですが、昔のデータの取り方や特性と比べてどんなふうな解析ができるのか、それから場所的な特徴というのはどこまで言えるのかということ、こういったところについてはもうちょっとじっくりと見ていきたいと思うところです。

そういう貴重なデータが出てきて、このデータから言えることを言え、評価することをちゃんと評価しろというご指摘として、先ほどの「11 ページの表現は、キャッチボールの表現であって、再生会議に持ち出す評価委員会の評価の表現ではないですね」という工藤さんのご指摘で、そういう部分も確かにあるところです。キャッチボールをして報告書を訂正していただければ、ここの部分は、評価委員会から再生会議へこんな指摘をしましたが直っていますというようなところでの評価の結果の報告になるべきところだと思います。ある種、作業途上、キャッチボール途上の表現というところで、「再生会議としてはこの表現ではちょっとね」というところがあったところはお詫びしないとい

けないなと思うところです。

それから、解析の方向について数値モデルを使うとか、解析フローを少し明示的に議論してみたといったところ、これは後藤さんから評価をいただいております。ただ、総合解析、あるいは何か問題があったとき、それはなぜだろうというときには、あらかじめ決められた手順があって、それに則ってやってくると、こういうメカニズムでこういうことが起きたのですねというのがひとりでにわかるというところまでまだ技術が成熟していないといえますか、あるいはどんなことが起きるのかあらかじめ予想がつかないというようなところがあって、測りながら解析しながら手法をいろいろ考えながらというところがどうしても出てきてしまいます。ただ、それをなるべくあまりブラックボックスにしたい、少しは道筋をつけておきたいというようなところでの文章表現というふうにご理解いただければありがたいというところです。

以上です。

大西会長 ありがとうございます。

これについて追加的に発言がなければ、まとめたいと思いますが。

先ほど知事との意見交換のときに時間がなくて皆さんから伺えなかったのですが、今の3点の評価について、傍聴の方で発言がある方がいらしたら、お願いします。

発言者A 「千葉の干潟を守る会」のAです。

検討委員会の仕事は、それは評価すべきところはたくさんありますけれども、ただ、その検討の対象が三番瀬海域に限っているということはどういうことでしょうか。例えば青潮の問題は、これは発生源を押えない限り永遠に解決しない。どうすれば青潮を長期的に一步でも前進させて良くしていくことができるか。そういうことを考えるのは、海域外の問題が当然入ってくる。それから、陸域の問題でも、「森は海の恋人」という視点がどうしても必要だと思えます。そういうときに、陸域のいろいろな事業の計画がこれでいいのかどうか、三番瀬に与える影響はどうかということをやはり評価委員会の中できちんと検討して出していただきたいと、これは切にお願いします。

大西会長 ほかに、会場の方、ご発言よろしいですか。

それでは、評価委員会は3点についてやっていただきまして、報告を受けてディスカッションがあったわけでありまして。全体的として大きな変化ということではないと思えますが、その変化の兆しになるかどうかフォローが必要ですが、累積していくと大きな変化につながるような動きもあるということで、さらに慎重にといいますか、来年度(22年度)から行われる総合評価にそのポイントをつなげていくことが大事だということであつたらうと思えます。

評価委員会にお願いした件については、再生会議の役割の一つとして「三番瀬の自然環境及び再生事業について評価すること」ということがあります。こうした事業の影響あるいは環境影響については、知事に意見を述べるということにもなっています。したがって、今回の評価委員会の整理を踏まえて、いま質疑応答がありましたが、それらの意見も入れた格好で意見書をまとめて知事に提出するというにさせていただきます。

この内容については、今日の評価委員会の報告がベースになりますが、今日の議論を踏まえて、吉田副会長と評価委員会の細川座長と相談してまとめたいと思えます。ご一任いただけますか。

(「はい」の声あり)

大西会長　それでは、そういうふうさせていただきます。

先ほどご指摘のあった護岸に関する記述については、私も事実関係等を少し整理して、オリジナルのレポートの方で修正すべきところがあればそれを修正してもらおうということもしたいと思います。

それでは、この議題については以上とさせていただきます。

細川さん、どうもありがとうございました。

(3) 平成22年度千葉県三番瀬再生実施計画(案)について

- ・委員からの意見について
- ・市川市塩浜1丁目海岸再生事業について〔海岸調査計画(案)〕
- ・市川市塩浜2丁目護岸改修事業について

大西会長　次に、議題(3)平成22年度千葉県三番瀬再生実施計画(案)について、に進みます。

今日の議事を効率的に進めるために、事務局であらかじめ各委員に意見を照会しています。これまでの経緯、今日用意されている資料について、まず県から説明をお願いします。

三番瀬再生推進室　これまでの経緯及び委員の皆様からの意見について、簡単に説明させていただきます。

資料3-1をご覧ください。

前回9月2日の第28回再生会議では平成22年度の事業の方向性を議題としましたが、そのときの議論を踏まえながら県で平成22年度三番瀬再生実施計画(案)を作成いたしました。資料3-1の左側の列、太い枠で囲んだ部分が、平成22年度実施計画(案)を記載した部分です。前回の会議でお示しした方向性よりもさらに具体的な事業の案を書いております。また、この太い枠の右側の欄は、事業の進捗状況として平成18、19、20、21年度の事業の概要を記載しております。

この資料は10月下旬に委員の皆様にお送りして、意見をいただくようお願いいたしました。それによりあらかじめいただきました意見、さらにはそれぞれの意見に対して県の考え方をまとめたものが、資料3-2でございます。

資料3-2ですが、1~5ページは実施計画(案)の本文の修正に関する意見を一覧表にしてしております。この表の「意見」という欄に記載されたアンダーラインの部分が「この文を加筆すべき」という意見で、逆に見え消しの部分は「この文を削除していく」という意見を表しております。さらに6~8ページは、本文の修正ではなく、その他の意見として実施計画(案)の実施にあたり県に対する要望などをまとめてございます。

22年度実施計画(案)ですが、今日、議論をいただいた後、必要に応じて文言等の修正を行い、内容を確定してまいりたいと考えております。

次に資料3-3をご覧ください。

この資料は、前回の再生会議でも配付しております。前回の再生会議から今回の再生会議にかけてどのような手順で策定作業を行ってきたかを示したものです。先ほど説明し

たとおり進めております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

三番瀬再生推進室　引き続きまして、資料3-4「市川市塩浜1丁目海岸再生事業〔環境調査計画(案)〕」について説明させていただきます。

この環境調査計画(案)は、去る11月2日に開催された護岸検討委員会で説明をし、了承いただいたものです。

最初に「目的」ですが、市川市塩浜1丁目海岸において生物調査等を行い、護岸改修の基礎資料とすることとあわせて、護岸改修工事が海生生物に与える影響について予測評価を行うことを目的としております。

二つ目の「現地調査計画」ですが、これは平成16年に実施された塩浜2丁目、3丁目の環境基礎調査を参考に作成しております。

調査期間ですが、四季(春・夏・秋・冬)に行うこととしております。

表の中ですが、左から「調査項目」「調査手法等」「数量等」、そして一番右側が、2丁目、3丁目を実施した環境基礎調査の内容を記載しております。2丁目、3丁目と比較できるようにしております。

調査項目としては大きく二つございます。一つは「海生生物調査」、もう一つは「底質調査」です。

生物調査では、潮間帯生物と底生生物調査を行うこととしております。

数量等については、裏面の調査図をご覧ください。

まず、1丁目の調査区間ですが、市川市が管理している漁港区域から塩浜1丁目の先端までの約600mの区間です。赤いラインが底生生物調査測線で、沖合い700mまで2測線行うこととしております。ここでは、潜水土による目視視察、写真撮影を行う予定です。

ライン上に沿って青のマルが1測線当たり4地点、2測線合わせて8地点ありますが、護岸から0m、50m、100m、350m、この地点で底生生物の定量採取とあわせて底質調査の採取を行うこととしております。なお、底質調査については粒度試験を行うこととしております。

また、三角の黄色で示しているのが潮間帯生物調査の定量採取地点です。今年度実施している地形測量の結果にもよりますが、現時点においては護岸の壁面の高・中・低潮帯の3カ所、合わせて6カ所を採取する予定としております。

1ページに戻っていただきたいと思います。

ただいま説明した内容をまとめたものが、表の内容になっております。

次に「3 調査結果の整理」としては、当該護岸における海生生物相、重要種や外来生物の生息状況について、生息分布と生息基盤との関係から八ピタット区分ごとに整理を行うこととしております。

「4 環境影響の予測・評価」については、最初に、事業の実施により想定される環境影響要因を整理する。そして(2)で対象事業の実施が海生生物に与える影響について検討を行い、改修後の護岸を生息場とする生物の予測とその効果、影響について検討を行うこととしております。

「また」以降については、これは護岸検討委員会の方で意見をいただいて追加したものです。既往の文献や専門家へのヒアリングを通して水鳥の飛来状況を整理・把握し、

予測とその影響について検討を行うこととしております。

最後の(3)では、「環境保全措置の検討」ということで、影響検討結果により環境保全措置、特にモニタリング計画の策定等の検討を行うこととしております。

説明は以上ですが、この環境調査計画(案)については、先ほど説明がありました評価委員会での評価をお願いしたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

河川整備課 市川市2丁目護岸改修事業について説明いたします。

資料3-5をご覧ください。

2ページをご覧ください。現在整備している区間は、この事業区間900mということになっております。

3ページをご覧ください。今年度整備を行っているのは、黄色で書かれている捨石50m、陸側H鋼杭205mとなっております。来年度(平成22年度)の工事としては、被覆石の部分280mの工事を予定しているところです。

4ページをご覧ください。来年度、280m区間において、一部バリエーションの区間を設けております。上の平面図でアクセス路というところがございまして、後ろからアクセスしてくる道路の前面50mにおいてバリエーションの区間を取り入れております。その様子は下の詳細の平面図になっております。護岸の中段に小段を設け、ここを縦断的に散策できるようにしております。また、階段3カ所を設けて、そこから下に降りられることになっております。また、その階段と階段の間、上下ですが、護岸の緑化を設けるということにしております。また、法先ですが、流れの変化などを期待して、乱積み、法先の変化を人工的に作っていくということを考えております。右の方に写真がございまして、これは完成部でできた自然な凹凸です。こういうことを人工的にやってみようと考えております。

5シート目が、標準の断面図になっております。横断1が真ん中の中央部分、横断2が両脇の部分となっております。

6シート目が、平成22年度のモニタリング調査の項目です。これにつきましても、今年度と同様、引き続き、地形、底質、生物、緑化試験、砂つけ試験、水鳥についてのモニタリングを行ってまいります。

7シート目は、平面的な位置をあらわしたものです。

8シート目は、平成22年度の実施工程です。この海域においてはノリの養殖期間がありますので、その期間をはずした4月中ぐらいから8月にかけて、海域での工事を実施する予定としております。ノリの養殖期間に入りましてからは、海域に触れない陸上部分の工事を行うことにしております。

9シート目については、順応的な管理を行い、よりよい工夫をしながら来年度の実施計画を作っていくというPDCAのサイクルを示したものです。

説明は以上でございます。

大西会長 ありがとうございます。

坂本副知事は、残念ながら別途に用がおありということで、ここで退席になります。どうもありがとうございます。

(副 知 事 退 席)

大西会長 ただいま説明がございましたが、22年度(来年度)の実施計画(案)は資料3-1

にあります。それに対して委員の方から、既に意見を出していただいております。その意見と県の対応方針、県の考え方が一覧になって、資料3-2にあります。この二つの資料に基づいて、各委員からの意見を検討しながら、追加的な意見を今日お出しいただくこともあると思いますが、最終的に再生会議として知事に対して意見を述べるということになります。意見というのは、この実施計画(案)に対してです。それに基づいて県の方で実施計画を作るというのが一連の作業ということになります。

委員からの意見については、実施計画(案)の本文の修正に関する意見というかなり具体的なものと、それ以外の意見に大別されています。本文に関する修正については、もしここで合意されれば意見書に明記するということになります。それ以外に直接実施計画(案)に反映しにくい意見については、議事録に残すとともに、特に重要なものについては意見書に取り入れる、意見書の中にそのことを表現するという格好になります。そういう二本立ての格好で、意見書に書くものと、実施計画(案)そのものの修正を意見として述べるものと、最終的にはそういう整理にしたいと思います。

まず、資料3-2のうち、「1 実施計画(案)本文の修正に関する意見」が1ページから5ページまであります。この部分について、この表に記載されている委員の方から、意見の趣旨と、それに対する県の考え方について、質問、意見のある方がいましたら、まず優先的に。

大野委員 今、資料3-4の説明の中で、重大な誤りがありましたので。この赤線が市川漁業協同組合の範囲ということでしたけれども、これは船橋市漁業協働組合の漁業権内です。

大西会長 市川航路から西側に船橋の漁業権が入っているというのは私も図面で見たことがありますが、正確な場所について大野さんから指摘がありました。いま答えられたら答えてもらおうし、そうでなければ改めて。

三番瀬再生推進室 今のご発言に対しましては、事務局としても承知しております。

大西会長 この文書には直接は書いていない。

大野委員 先ほどの説明で、市川漁業協働組合という説明をしていました。

大西会長 そこは訂正するということよろしいですか。

大野委員 議事録に残るからね。

大西会長 今は、発言について確認はできないので。

三番瀬再生推進室 もし間違っていて説明したとしましたら、それは訂正させていただきます。

大西会長 そうしてください。

それでは議題に戻りまして、竹川委員、後藤委員に主としてご貢献いただきましたけれども、これのやり取り、県の考え方が文書で示されていますが、追加的に意見があれば。

竹川委員 意見を出しましたが、最初に護岸前の砂つけというところから実施計画の論議が始まるというのは、非常にわかりにくいと思うのです。そんなことで、私は資料3-2の後ろの方の「その他の意見」というところに書いたのですが、要は、個々の事業を細切れに計画ないしは点検等をやるのではなくて、総合的に三番瀬の再生全体の流れがどこまで到達しているのか俯瞰的に見て、全体の計画の到達状況とそれに対応した全体の計画というのから出発しませんと、非常に論議がしにくい。1節、2節、3節、4節、5節、それぞれ入り混じっておりますので、そういう点で、今からではそういう問題提起も虚しいのですが、そういうことを今後とも詰めていただきたい。それをまずお話しして、

最後の「その他の意見」というところにも書いてありますが、そういうふうにしなないと効果的な論議ができないのではないかとということです。

まず第1節については、「干潟的環境の形成」ということですが、去る平成18年に再生実現化の調査報告をしたわけです。これはどなたが専門家として入ったかわかりませんが、その調査報告によって出てきた護岸の試験等の案が大体ベースになって、その後も続いてきている。ですから、4段階の砂つけの問題であるとか、生物の発生状況、砂の流れ等も、平成18年度の調査報告の中に全部書いてあるのです。今までのたくさんの再生会議ないし個別の検討会議の論議が結局は採用されずに、そっくりそういう形で決まった路線で来ているというのが、まず非常に大きな問題です。

ここでは1丁目と2丁目の護岸の問題を出しておりますが、1丁目の護岸は5節の方でやります。ここは海岸保全施設とも海岸保全区域とも別なものですから、それなりの対応があってしかるべきなので、私の意見の中では1丁目はここから外します。

そういうことで、特に護岸の問題と、護岸の前のいわゆる干潟の再生、これは試験の目的の中ではそういう規模の目的が書かれております。ですから、試験と試験の目的とのつながりが非常にわかりにくい。その切れ目が、護岸検討委員会と再生実現化検討委員会でそういう問題が二つにまたがって出ておりますが、そういう問題で区切りをきちんとして、海岸保全区域内の問題としてけじめをつける必要があるのではないかと。

もう一つは、干潟再生の問題では、再生会議でも、この検討委員会の中でも、場所については、例えば同じような海域の自然公園であれ、養貝場であれ、ほかの地域についても検討するという途中経過があって、これも議事録に載っておりますが、その点についても平成18年度の調査報告の中で決められたような事業計画に押し込められている。そういう点を私は問題にしました。だから、「原案どおり」としてございますが、それではやはり問題であるのではないかとということです。

大西会長 「原案どおり」というところを県の考えを見てみると、この再生会議の関連委員会で検討されて内容や場所を決めているというのが県の考え方の記載内容ですね。これについては、竹川さんも出席されている委員会もあるということなので、決定に参画されているということではないかと思うのですが、どうでしょうか。

竹川委員 決定に賛成をしてそれで結構だということは、私は言うておりません。その場にはありますが、そういう問題提起をずっと続けておりますので、今の意見も同じような延長でお話しております。

大西会長 後藤委員、意見はよろしいですか。

ご自分の意見はここに書いてあるので、紹介を繰り返さなくて結構で、県の考え方についてももし反論がありましたら。

後藤委員 1ページ目は、「目標生物」「ランドデザインづくりの進捗を踏まえ」ということを入れていただいたので、これはこれでありがとうございます。

それから、3ページ、「水・底質環境」ですが、以前から「多自然化」というのはやるよと。ただ、排水が入っていたらそれは何も役に立たないだろうということについて、排水対策も一緒に検討してくださいと。それは別途のところを書いたのですが、合併浄化槽をやりますよとかいうのですが、特に三番瀬に直接流れ込んでいる川については、排水の状況も、県の管理と言わずにきちっと考えていただきたい。

それで質問があるのですが、猫実川というのはどこの管理ですか。

河川整備課 管理区分から言えば、県管理です。

後藤委員 そこに流れ込む下水は、どこの管理ですか。

河川整備課 一般的には市町村です。

後藤委員 こういうことになると思うんですよ。猫実川を幾ら再生実現化の中で検討しようと思っても、排水が流れ込んでいるということになると、幾ら実験をやっても、汚い水が流れてきたらしょうがない。そうすると、浦安市さんがやるんですかというんじゃないけど、三番瀬再生のための事業ですので、どの程度流れているかとか、そういう実態は県としては市と協力しながらやっていただかないと。

それから3ページの下、「三番瀬を活かしたまちづくり」というのも、実はさっき知事さんから明確な答えがあって、4市と県が知恵を出し合って方向性を作っていこうよと。ところが、ここに「主体は市ですよ」ということを書きちゃうと……。三番瀬に関係あることは、やはり県が、主体というとな怒られますが、関連各市と知恵を出し合いながら進めますよということ、方向性だけでも書いてもらわないと、できませんということになっちゃうと、ではどっちの責任だと水掛論になっちゃいますので。僕は、やはり県が相当の覚悟を持って、「三番瀬はあった方がいいんじゃないか」という視点から、書きにくい部分もあると思うのですが、3ページの河川再生、まちづくりの関係は書いていただきたいなというのがあります。

4ページ目は、環境学習について、大分前に議論して報告書をまとめたのですが、これも県がある程度出さないと。環境学習の場ということをやわざああの会議に出てやってきたので、施設については各種の動きがあると思うのですが、場については、護岸、海域も関わってきますので、そこはきちっとまとめていくという姿勢を作っていただきたいと思います。

5ページ目の、ラムサール条約での行徳湿地の位置づけが「谷津干潟と連携を図りつつ」というのは、今まで議論していて、最初のうちは行徳内陸性湿地もラムサールの対象としていましたが、それがいつの間にか消えてしまったので、ここは確認して入れていただいたということで、この点については感謝いたします。

大西会長 それでは、今のに関連して委員の方からの意見を求めたいと思います。今のに関連するというのは、共通項としては、実施計画の文言の修正に直接関わることというものであります。

三橋委員 資料3-2の3ページ、後藤委員の意見と提案理由と県の考え方と並んでいますが、県が管理する以外の河川についてということは、確か再生会議でもかなりやり取りしたはずですね。これには意見として後藤さんの文言が書いてあるのですが、それに対して県の考え方、「なお」書きから下は、何か後藤さんの文章を曖昧模糊とした書き方になっちゃっているんじゃないの。これだと、やるのかやらないのかわからない。この辺について、どうしてこういう文章になるのか説明していただきたい。

大西会長 県は、今の点についてどうでしょうか。

河川環境課 ただいまご指摘ですが、河川の流入対策ということですが、申し上げるまでもなく、河川そのものの対策に終始することなく流域と一体となった取組は欠かせないという点では認識している次第でございます。ただ、この計画においては、県が行う事業に

ついて記載するという観点からこういった内容のことで省かせていただいたということ
でございます。

大西会長 県が直接管理していない河川については、どういう記述になるのですか。

河川環境課 県が管理していない河川においても、確かにご指摘のとおり流域一体となった取
組が欠かせないということで、関連する市町村との協力体制を構築するということは欠
かせないことであると認識しております。ただ、河川法においては河川管理者というも
のが指定されているということも考えまして、河川管理者側に最終的に判断の基準があ
るということから、こちらではこのような記載にさせていただきます。

後藤委員 多分その辺も配慮したので「県管理以外の河川についても、関連する市と協力して
状況を把握し改善の検討を行っていきます」ということなので、やりなさいということ
ではなくて、改善がどういう方向にあるのだからとか、どうしたらいいのだろうか検討
だけは行いますということも書けないですか。

河川環境課 検討するということはできるかと思いますが、最終的な決定が河川管理者側にあ
るということですので、河川管理者側の意見を尊重するべきであると考えました。

清野委員 その場合は文書に明記していただきたいのは、この件だけに限らず、「検討しま
す」と書いてあって、その翌年に、一体何を検討したのかということがこの会議に報告
していただけないことが多いのですね。今のことは、市とか国とかいろいろな水循環に
関わる行政の方に何の項目についてどういう配慮を県からお願いしたのかというのをぜ
ひ次年度に報告していただくことを想定した書き方にしてください。そうでないと、部
内で検討しましたというだけで、全然表に内容が出ないままだと、この水循環の再生は
ずっと止まったままですので、ぜひ、検討レベルを上げていく上でも、報告していただ
くこと、書くこと自体が多分検討のレベルを上げますから、その部分を書き込んでくだ
さい。重ねて要望します。

大西会長 今回の県の記述は一番右で、「検討」という言葉はこれは入っていないわけですが、
その場合、どういう配慮を要請して、その結果、受けとめてもらえたのかどうかという
ことについて、再生会議に報告していただくという形になるのですかね。そういうこと
はよろしいでしょうか。

三橋委員 了解。

大西会長 県の方ではいかがですか、その点については。

河川環境課 持ち帰りまして考えたいと思います。

大西会長 今回の段階ではそういうことで、考えた結果について、後ほど伺います。

吉田副会長 一言だけですが、基本的に今まで実施計画というものは県の事業を書き込むとい
うことで来たのですが、今日、森田知事からも話がありましたが、「地元の意見を十分
に聞いて、4市が力を合わせ、県とともに再生・保全を進める」というところが今日の
ポイントではないかと思えます。私としては、これが意味するところは、知事は帰られ
たのでもう1回尋ねることはできないですが、やはり地元の意見をよく聞いて、地元も
一緒に、県単独で自然再生するのではないということだと思っております。今後そうい
った点を森田知事の下で進めるのであれば、ぜひひとつ基本に据えてそういった文書も作
っていただきたいと思えます。

大西会長 それでは、ほかの点についての発言を。

木村委員 後藤委員の5ページ目の谷津干潟、行徳内陸性湿地のことで、県の考え方が書いてあって、これは毎年一緒ですが、合意形成をするために利害関係人と協議して調整を進めますということですが、これがいつも、利害調整を進めるけれども、どこまでいったんだか、どういうふうにしたのかということが見えないのですね。この前もワーキンググループに出たのですが、協議・調整を三番瀬再生会議の委員の参加も考慮して進めてもらいたい。そうすれば、三番瀬再生会議の方が参加することによって、意見を言うとか言わないとかは別としまして、この場所でどういう協議が進んでいるのかということが明らかになってくるのですね。その辺が毎年全然見えないので、ここにできれば三番瀬再生会議の委員の参加も考慮して、できれば考慮というのではなくて、参加も含めて進めていただきたいと思います。こういうふうをお願いしたいと思います。

大西会長 今の意見について、どうでしょうか。

自然保護課 ただいまの木村委員からの意見に対して回答いたします。

今、主に進めておりますのが、登録促進の決議をいただいている船橋漁協以外の2漁協について意見交換会なりで進めておるのですけれども、そこに再生会議の委員の参加も含めてということかと思っておりますが、いま現在その調整は県でやっておるわけですが、そちらの方の漁協との意見交換をやる中で、一つには、今こちらの再生会議の方にも参加されていない状況かと思っておりますので、今ここでそれが可能なのかどうかということ、ちょっとお答えは難しいかと思っております。そこら辺につきましては、相手のあることですので、検討させていただければと思います。

大野委員 7ページの江戸川放水路可動堰対策について。昨年、この委員会で会長名で知事宛てに三つの問題点をお願いした経緯があると思います。その中に江戸川放水路の可動堰の問題がありました。先だって放水路のワーキンググループの会議の中でこの点について県の方に質問したところ、知事部局には何の報告もされていなかったということがわかりました。要するに、やりっ放しということでございます。そういうものを踏まえて、「必要に応じて県から国へ意見を申し入れていくこととしています」と。この「必要に応じて」という判断は誰がするのですか。

三番瀬再生推進室 ただいまの大野委員からの質問に対して答えさせていただきます。

大野委員もワーキンググループに参加していただきまして、本当にありがとうございます。ワーキンググループのときに県知事宛ての要望について質問がございました。あのときはお答えしておりませんが、その後、千葉県でどういうことをやったかということをおし上げたいと思います。

再生会議から、知事宛てに江戸川放水路・行徳可動堰についての要望をいただいたところです。その後、県は関係課と協議して、江戸川放水路の行徳可動堰についての河川法での位置づけ、あるいは可動堰の改修状況等を把握するため、内部での協議をしたところでございます。その中で、これは県土整備部河川整備課の方ですが、河川法に基づき河川整備計画に対して知事の意見を出そうという方向で一旦はまとまったところですが、その後、再度協議した結果、前回の再生会議でもお答えしておりますが、整備計画の策定の場ではなくて、必要に応じて県から国へ意見を申し入れていきたいということでお答えしております。

先ほど大野委員から、「必要に応じ」というのは誰が判断するのかということですが、

判断するのは県だと思っております。最終的に、ワーキンググループ等の結果ですとか、またその結果をもとに、再生会議での議論といったものを踏まえて県として見極めていきたいと考えております。

大野委員 知事は、三番瀬の方向性について、地域の意見を重大に考えている。わかりますよね。可動堰の影響については、今、漁業者が死活問題として考えているわけです。聞くところによると、国の方の改修等の検討がどんどんスピードを上げて進んでいるわけです。昨年の暮れにそういう意見が出ているにもかかわらず、まだ検討したりしているというのは、いかがなものですかね。

三橋委員 大西会長の文章で、知事が国に要請していただきたいという文章になっているはずですが。これはどう行ったのか、結果はどうかということ、この前もワーキンググループでやりましたよね。これは改めて検討することではなくて、大西会長名で出ているのですから、それに対して知事が何をやったのか返事してくださいよ。

大西会長 今のところ、答弁があったら聞きたいと思いますが。

その資料は、実施計画の前文ですかね。それが手元の青いホルダーについてないんだね。それがあれば、事実関係があるので、その確認をして答弁をお願いしたいと思います。資料がなければ仕方がないけど、いま手元にあったら、ポイントのところだけ紹介してください。

三番瀬再生推進室 平成 20 年 12 月 26 日付で大西会長から千葉県知事堂本暁子様宛てに提出された意見、要望でございます。その中で「(2)江戸川放水路・行徳可動堰の運用の見直し」ということがございます。要約しますと、「利根川水系河川整備計画の立案が行われていますが、江戸川放水路・行徳可動堰の運用が三番瀬の再生に資するものになるよう、流域圏の県としての意見を出されることを要望します」という意見でございます。

大西会長 今、その取り扱いについて、どういうふうになったのかということですね。これは去年の 12 月ですね。だから、21 年度の実施計画に対する意見書の中に書かれていたということではないですかね。

三番瀬再生推進室 回答の方は繰り返になってしまうのですが、昨年度出された要望に対して、県では関係課と協議して、河川法に基づく位置づけ、可動堰の改修の状況等を検討した結果、当初、行徳可動堰の改修について河川整備計画の中で知事意見として申し入れるという回答を前々回の再生会議で報告させていただきました。前回の再生会議では、それを修正するというので、整備計画の策定ではなくて、必要に応じ県から国へ意見を申し入れていきたいと回答させていただいております。

大西会長 その意見を申し入れるというのは、もう既に何回かやっているということでしょうか。

三番瀬再生推進室 その辺の必要性について県として判断した場合に、国に対して申し入れをします。

大西会長 文章の解釈はわかるけれども、実行行為としてどうなのでしょう。

三番瀬再生推進室 まだやっておりません。

大西会長 ということは、この要望が満たされていないということになりますね。これはちょうど 1 年前になりますね。

三番瀬再生推進室　　そういう意味では、こういう要望があったということは国とは協議させていただきます。

大西会長　　要望があったことを国と協議するのではなくて、知事がここに書いてあるようなことを要望するということだから、要望の取り扱いについて国と協議しても始まらないよね。千葉県として要望してくださいと言っているわけです。仲介を頼んでいるわけではなくて。

事実関係として今そういう状態だと。先ほどの木村委員から出たラムサール、それから今の江戸川可動堰については、江戸川可動堰については取組が遅れているというか、再生会議としてこういう要望書は出していますが、まだ十分に組み立てていない問題として、今ワーキンググループのテーマの一つになっているわけです。それを開いていただいているということで、これはさっきの説明の中で申し上げましたけれども、来年度の第1回目までに報告をまとめていただくということになっています。それで間に合うのかどうかということもあるので、ワーキンググループの方には、いま大野さんから「どんどん進んでいる」という話もありましたので、少しその辺も含めて整理をしていただいて、県としても、その「必要に応じて」という必要性が既にあるのではないかとのご指摘も委員の中からあり、かつ、これがそのまま放っておかれているということもあるので、ぜひこれについての積極的な対応を考えていただきたい。

ラムサールについては、先ほど知事との意見交換の中でも何人かの方がこれについて意見を述べられていました。引き続き重要なテーマであり、かつ補償問題、転業資金問題が解決したということで、漁業者の対応が従来とは違う格好になる可能性があるのではないかという見方もあるわけですから、ぜひペースを上げていく必要があると思っています。今回については、引き続きラムサール条約はワーキンググループのテーマになっていますので、委員におかれても、その中のメンバーの方はそこでさらに詰めていただいて、県からも、漁業者のお考え等についても把握していただいて、一歩進める格好で提案していただく必要があるのかなと思います。どういうふうここに書くか、来年の事業の中ですので、これは予算要求をする資料なので、その段階に行っているのかどうかということとはちょっと検討の余地があると思うのですが、いずれにしても、そうでない場合も、これは総意に属することなので、何か要望書に書いても実現されなければしょうがないという面もありますが、しかし、今日の意見を踏まえ、本体の修正に入らなければ前の方に書くということに値するテーマかと思えます。

清野委員　　県の方で河川法ということで説明されましたが、1年間ぐらい棚上げになっていたということも含めて、県知事として国や周辺市町村に何が言えるかということをもう一度整理して、できたらこの会に報告してください。私はあまり法律的な議論はしない方がいいと思ってきたのですが、県からいろいろなところにももの申すときに、最近、法律の話が出てきますので、お願いしたいと思います。

河川整備計画の本体のそういうことに県知事が意見を言うという大きい場面以外に、例えばハツ場ダムの問題みたいに社会的に問題になっているものに関しては、県知事が個別案件について動くこともできるというのを示されたと思います。ですから、この海にとっては江戸川放水路は非常に重要ですので、県のご判断の一つに「社会問題化するかどうか」ということがあるとすれば、それなりの関係者の対応があると思いますので、

そのあたり、法律とか県がどこで動くかという、閾値というか、その境目が非常に曖昧なまま残されているので、ぜひそのあたりを締めていただけたらと思います。

大西会長 スケジュールが少し遅れています。既に大野さんは後段の方について意見を述べられていますので、その他の意見、6ページ以降について、委員の方で意見のある方がいましたら、お願いします。

後藤委員 7ページの私の意見ですが、ランドデザインのワーキングが動き出したということで、それを、ワーキングの中だけでなく、次年度に向けてきちっとした組織を作っていたきたいという要望です。それは継続的にやっていかないといけないだろうと思います。例えば、ワーキンググループでできたものをまたたく。ただ、年3回しか再生会議はないので、その間に検討できるような体制をぜひ敷いていただきたいと思います。これがうまく動かないとすべてのものが動いていかないのではないかとということで、提案ですが、ランドデザインワーキングのまとめ役の吉田さんからこの前の話し合いの中で「きちっとしたものを継続的にできないとだめだよ」という話がありましたので、この辺は本当に真剣に考えていただきたいと思っています。

竹川委員 先ほどの江戸川放水路の問題に補足情報ですが、既に県の方には市川市から道路問題に関連して要望が出ているはずですが、また、野田にあります国交省の江戸川河川事務所からも、県に対して来年の予算に関連した要望が出ているはずですが。これは実際に確認しておりますから。そういう意味で、来年の6月の再生会議までこの問題が放置されていく。過去1ヵ年と同じように。これは、漁業者のためにも、また市川市民のためにも、再生会議として非常にまずい。したがって、例えばワーキンググループで次回に国交省の河川事務所から人を呼んで話を聞こうとなっておりますが、ワーキンググループがそこまで一歩踏み出すというのであれば、再生会議として何らかの権限なり前へ進めるだけの条件を作っていたきたい。それを6月まで待って、6月に検討すればそれで足りるというのでは、この問題については全く意味がないと思います。その点をひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、私は先ほどの意見の説明を省いてしまったのですが、3ページの……。

大西会長 意見の説明は結構です。それに対する県の考え方に何か意見があれば言ってください。

竹川委員 先ほど保留しました1丁目の護岸の問題です。先ほどの1丁目の護岸の問題は、生物の問題その他モニタリングも、2丁目の護岸に準じて考えられていると。これは全く的外れな問題だと思ひます。といひますのは、1丁目の護岸は、先ほどの大野さんの話ではないですが、中に漁港を抱えていて、背後地は工業地帯です。それが海岸保全施設なり海岸保全区域なりと関連した護岸への対応といひるのは、これは全くお門違いである。非常に便宜的な考え方だと思ひますので、その辺の問題点をひとつ指摘しておきます。

大西会長 今のはよくわからないけど、どういふふうにお門違いなのか説明しない。

竹川委員 市川の方の要望もそうですが、1丁目の護岸については人が親しめる護岸として再生をしていく、早く改修してほしいと。これがこの間の陳情書にございました。先ほどの1丁目の事業の計画でも、モニタリングの方式、何をどう調べるかという方式も、2丁目の海岸保全施設、いわゆる海と陸との連続性を重視した再生という方式を1丁目の護岸についてもやると。1丁目の護岸の機能としては、そこまで考える必要はないので

はないか。そういう点で、おかしい。

同時に、この中には、計画には入っておりませんが、漁港の整備計画があるわけです。これも全くこの再生会議の議題からはずれております。計画にもありません。これもやはり非常に重要な海域に影響を与える問題ですので、私どもも立派な漁港を造ってほしいということは思っておりますが、これがこの会議の計画の中に入らないというのは一つ問題であろうと思います。

大西会長 特に6ページ、7ページ、8ページに関わるところで意見がある委員の方がいたら、お願いします。その後、会場から来年度の実施計画について意見のある方は発言してもらいます。

後藤委員 僕が県に進めてほしいと思って「主体的」という言葉を入れると、主体は市にあると書いてあるのですが、広域的観点からの主体というのは県だと思えます。まちづくりの主体は市かもしれません。しかし、広域的観点での主体は、逃げないでぜひきちっと書いていただかないと、方向性も定められないということになりますので、そのことだけはぜひ入れていただきたいと思えます。それだけ1点お話ししておきます。

大西会長 特に市川塩浜のまちづくりという点では、用途を変えるとか、都市計画の規制の変更という問題が入ってきますね。これは県の決定事項になっているので、まさに後藤さんが言われたように、広域的観点から県が決めるという体制にまだありますね。分権化されていない点なので、幸か不幸かと言っちゃいけないかもしれないけれども、県が関わらざるを得ない問題が入っているということだと思います。

それでは傍聴の方。お二人ですね。1分ずつぐらいでお願いします。

発言者A 「千葉の干潟を守る会」のAです。

2点申し上げたいと思えます。

一つは、1ページの「干潟・浅海域」の「1 干潟的環境形成の検討・試験」については、竹川委員からも出ているのですが、そもそも事業計画を見ますと、事業内容の頭に「三番瀬では埋め立てによる干潟の減少や地盤高の低下による浅海域の進行」云々と書いてある。これは十年一日同じ文句が書いてあるのですね。ところが、先ほどの細川委員からの報告でも、現在の三番瀬は堆積傾向にあるということが出ているわけです。毎年の事業計画を出していくときに、どうしてそういう調査あるいは評価委員会の見解を柔軟に受け入れながら立てていかないのか。もし間違っただけで計画が提出されれば、それは間違っただけで事業になってしまう。その点について、これを改めるといふふうに再生会議として要求していただけないのかどうか。これがまず第1点です。

2点目はラムサール条約について。木村委員からも「進行の内容が見えない」という指摘があった。そのとおりだと思うのです。私は前に「ラムサール条約の登録についての予算はどうなっているのか」と聞きましたら、「予算はゼロだけれども、それぞれの部署内でやっている」と答えられた。しかし、金が出ているから仕事をするというふうには私は思いたくはないけれども、それぞれのセクションでやっているといつて、その内容が全く明らかになっていないわけですね。やはりきちんと見えるような仕事をしていくためには、予算とどうつながっているか、それはやっぱり検討する必要があるのではないかと。これだけを取り出して予算化することは、あるいは適切でないかもしれない。それぞれのセクションで確かにやっているかもしれない。そうしたならば、それ

それぞれのセクションの中でラムサール登録についてどれだけの予算を立て、それを消化して仕事をやっているか、それをはっきりさせるべきではないか。そういう形でラムサール登録関係の予算、決算をこの場にまとめて出していただきたい。再生会議としてそれは要求できないでしょうか。

その2点をお願いします。

発言者B 江戸川区のBと申します。

計画書の35ページ、ラムサール条約のところですが、21年度の進捗状況を見ましても、内容としては過年度と同じ内容になっています。県もいろいろと漁業協働組合と話し合いをしていると思いますが、具体的に県がどの程度のことを説明して、そして漁組の方がどの程度理解が得られないのか、はっきりしません。そこで、今この二者の土俵を変えて、事業内容のところに「利害関係人等」とありますが、「利害関係人等」という言葉を消して、例えば「鳥獣保護法による公聴会等」という言葉に変えたらどうかと思います。

つまり、今のより土俵を広げて、いずれ鳥獣保護法の手続の関係では公聴会に参加するメンバーとのいろいろな議論は必要になってきます。もちろんこの公聴会は環境省が招集するものでありますが、実質的にはその関係者の同意が得られれば前進することになりますので、そういう点で公聴会等関係者に土俵を広げて、そして漁業組合も一緒に含めて大いに議論した方が話はどんどん進むのではないかと思いますので、ひとつお願いします。

大西会長 資料3-1、3-2については以上として、そのまとめであります。具体的な修正については、意見に対して県の中で修正が可能ですということについては修正をする。特に、繰り返しになりますが、さっきのラムサールと江戸川可動堰について残っています。

ラムサールについては、この再生会議の中で推進ということで合意があって、いろいろな案も検討しましたけれども、国際会議のタイミング等を考えて、全体として登録するというを一応原則として今の段階では進めていく。船橋漁協の方で単独でもという決議をされていることはもちろん報告されているわけですが、市川についても含めてやっていこうということで、もう少しの期間そういう格好で進めていきたいと思っています。特に転業補償金問題が解決して、漁業者に対してより積極的に働きかけて、それを受けとめていただける。漁業者の方で「だめだ」という声は私も聞いていません。ということなので、さらに加速していく必要があるのではないかという気がいたします。

江戸川可動堰については、まだ再生会議の中で十分な議論が行われていないということも事実でありまして、その意味で、今回、ワーキンググループを発足させたわけですから、ワーキンググループで県の持っている情報あるいはその他の情報を整理していただいて、最終報告は次回ということになりますが、今日の中間報告並びにその途中の期間にいろいろな格好で委員の方に、仮の報告ということになるかもしれませんが、していただきたいと思います。

ラムサール、江戸川可動堰についても、引き続き全体の意見表明ということで取り上げたいと思います。

まとめ方としてはそういうまとめにさせていただきたいと思いますが、内容の文案につ

いては、日程的に今年はややきついですね。今日、2週間ほどずれ込んだので。だから、十分に皆さんとやり取りをする時間があるのかどうかちょっとわかりませんが、これについては吉田副会長と私で案をまとめて、時間があれば皆さんとやり取りをしてまとめたいと思います。

そういうことでよろしいでしょうか。

それでは次に、実施計画に関連して、資料3-4と資料3-5について、先ほど県から説明を受けましたが、これについて意見があればお願いいたします。

特にその中で、3-4に関連する市川市塩浜1丁目海岸再生事業については、評価委員会での評価をお願いする事項になっていますので、その点も含んで発言をお願いしたいと思います。

後藤委員 僕も護岸検討委員会に出ていて、この議論は、そのときに調査項目が生物系と底質ということなのですが、実はこの場所は、放水路からの流れとか、潮が回ってこの角にぶつかっていくんじゃないかというようなことがあって、それから0mの海水域があるということなので、物理的な状況がどう変わるかというのがほかのところに非常に影響を与える可能性があるのではないかと思います。これは素人の判断です。それがウォッチングできることを評価委員会の方でも議論していただきたいのですが、ウォッチングできるモニタリングの指標がなくていいのかどうかというのは、あった方がいいのかなと思います。お金がかかるということであればあれですが、できるだけ会議的な形でも、どういうふうに潮が流れているか、どういうふうに土砂が動いているのかということも含めて、その辺ちょっと工夫をしながら入れていただければと思っています。

三番瀬再生推進室 ただいまの後藤委員に対して答えさせていただきます。

1丁目側については、2丁目に比べて波浪が大きいというふうには考えております。2丁目を実施していた波高の変化、流況あるいは流速の変化、こういったモニタリング調査結果等を踏まえて、今回、護岸改修による流況の変化に関する予測評価は実施する予定でございます。

後藤委員 1丁目の予測調査をやるということですか。

三番瀬再生推進室 実地調査は行いませんが、既存の2丁目のデータ等を考慮して、護岸改修による流況の変化に関する予測評価はやっていきたいと考えております。

大西会長 さっきの質問は、ここはちょうど角になっているので2丁目とは違う動きがあるのではないかと。そのことは観測データに基づかないとわからないので、観測した方がいいという主張だと思えますが。

三番瀬再生推進室 2丁目のモニタリング調査のデータを見ますと、約3年間の観測結果で、施工前後で、波の向き、平均波高の変化、流向、あるいは平均速度といったものの変化が見られていないという状況もございますので、波が多少大きいというのは認識しておりますが、波の強さによってそれほど護岸改修による流況の変化はないのではないかとということも考えておりますが、そういったことも踏まえて予測評価の方はさせていただきますと考えております。

清野委員 今の県からのお答えで言いますと、この事業目的が護岸改修工事がどういうふうに影響を与えるかということで、わりと狭く考えておられる答弁だったと思うのですが、確かに後藤委員がご指摘のように、この部分が結構砂が動きやすいということは波向

きについてはございまして、そこから市川航路の方にある程度砂が落ちていると思われるような航路の深浅図の結果も出ています。ですから、護岸そのものがというだけではなくて、この市川市塩浜1丁目の海岸の置かれている場の検討レベルを高くして行うということもより強化するというか、そこを入れていただいた方が忘れないでいいかなと思います。確かに今のままだと2丁目と同じような平板な感じで書いてありますので、「ここに位置して、周辺に航路があるというその特殊性を考慮し」とか、何かそういう記述を若干入れていただくことがいいと思います。

細川委員 資料3-4だけ見せられて評価委員会で受け取れと言われると、ちょっと、何をどんなふうな前提で考えていいのかわかりにくいので、幾つか質問させていただきたいと思います。

「目的」のところ「護岸改修の基礎資料」ということで、基礎資料以外にも、今のお答えだと「予測評価をやる」ということだったのですが、護岸改修というのは一体どんなことをやるのでしょうか。法線が変わって何かデコボコが出てきたりすることがあるのでしょうか、ないのでしょうか。あるいは、護岸の天端の高さだけを嵩上げするというような改修を考えているのでしょうか。あるいは、前面に2丁目と同じように石を置くというようなことを考えているのでしょうか。というようなところがわからないと、どんな変化が起きそうだからどれどれを調べていきましょうというのなかなか議論ができないところです。基礎資料だから何か現実に起こっていることだけ調べるのですというのだったら、例えば「これだけで十分ですか」と聞かれても、「現実で起こっていることを調べているのですね」ということは言えるけれども、それが護岸改修にとって役立つのか過不足ないのかという議論はできないですね。

例えば、すごくネジ曲げた例で申しわけないのですが、護岸改修の基礎資料とするために、今ある護岸の壁にどんな生き物がついているか調べますというような提案がされたても、それは確かに基礎資料になるのだけれども、護岸改修の仕方によっては、そんなことを調べるよりもこっちの方が大事ですねというのがあつたりしますね。だから、何をしようとしているのですかというところと、そのうちのどこを現地で調べて、どこは別的手段、例えば数値計算などで調べようと思っているのですかというところ、その辺がわからないとわからない。

それから、1ページの最後の行に「環境保全措置の検討を行う」と書いてあるのですが、これも影響検討が出ないといけないのですが、影響検討をするのだったら、現地調査のこういう基礎資料だけじゃ影響検討は出ないですよ。どういう条件のもとで何をどんなふうに見ようと思っているのか、全体像を見せていただきたい。その全体像の中でその目的に見合ったものを測ろうと思っているんですよ、という説明をいただきたい。それを見せていただかないと、評価委員会としても何とお答えしていいのかちょっと戸惑ってしまうところがありますので。どこの場所で何かやろうとしているというところはこの資料でわかるのですが、評価委員会にご説明いただくときにはもうちょっと全体をご説明いただきたいなというところですが。いかがなものですか。

三番瀬再生推進室 今のご質問ですが、改修をどうするのかというところがここに入っておりませんので、その辺はここに入れさせていただきたいと思います。今、1丁目の護岸は老朽化が非常に著しいので、その倒壊防止という観点を含めて護岸の改修をしようとする

るものでございます。どういう構造にするかというのはこれから護岸検討委員会の方で検討していきたいと考えておりますが、現在、県の方で考えているのは、再生計画にありますように生態系に配慮するという事になっておりますので、今2丁目で石積護岸をやっておりますので、できればそういった護岸を造ろうと考えております。

大西会長　　ちょっと整理すると、資料3 - 4は、来年度の実施計画の詳しい説明資料ということですか。今年度の事業費があるのだけれども、その計画なんですか。

三番瀬再生推進室　　22年度の事業でございます。

大西会長　　今年度やっていることは、何をやっているんですか、3,000万円については。

三番瀬再生推進室　　今年度の事業としては、基礎調査ということで、地形測量と土質調査を現在実施しております、その結果をもとに、今、概略設計を始めようとしている段階でございます。

大西会長　　そうすると、来年度の評価委員会の役割としては、再生事業の実施に伴う周辺環境への影響予測、モニタリング手法に対する意見及びモニタリング結果に基づく影響の評価、そういうことを評価するという事になっていますが、その前段の環境予測とモニタリング手法に対する意見をまとめるというのが評価委員会のお願事項と考えていいのですか。

三番瀬再生推進室　　はい、そのとおりです。

大西会長　　それでは、それができるようにどういう事業が行われようとしているのか。これは両方が跛行的というか、両方並んで並行的に進んでいかなければいけないと思いますが、事業計画はまだ固まっていないということですね。だから、どういう枠組みでモニタリングをしていけばいいのか、あるいは影響予測をしたらいいのかというのが当面の役割ということですかね。

そこはここではその程度の確認しかできませんので、その程度を確認して、あと実際に評価委員会に事業の内容を報告してもらうときに、そうした諸点について、あらかじめどの点まで資料が出ないと議論ができないかということがあると思いますので、その辺を整理して進めていただきたいと思います。

竹川委員　　この事業計画の24ページ、「海と陸との連続性・護岸」の中に「1丁目海岸再生事業」という名前で出ているわけです。以前、市川の話では、本来ここは海岸保全区域にしたかったのだ、海岸保全施設にしたいのだ、しかしそれができないという経過の話があって、県の方に出された請願・陳情等は、「人に親しむ護岸」とか、そういう文句も入っているわけですね。

そもそもこの1丁目の護岸は、そういう経過は別といたしまして、とにかく漁港区域、内陸の工業地域の護岸というわけですから、それなりに護岸の対応をしないといけない。だから、ここに人が親しむとか、海と陸との連続性の生物がどうのこうのという話は、サブの問題ですよ。

もう一つ、この場所は、2丁目と違まして、高潮の後に予想される波の高さがおそらく倍ぐらい違うと思います。そういう点で、いわゆる安全とか防護とかいう意味であれば、それを目的としてはっきりと出して、それに相応したことを考えないといけない。おそらく設計概要その他やらされているわけですから、既にこれは調査が始まっているわけですから、それなりのアイデアがあって、理念のもとに行われているはずですよ。

ましてや行徳漁協の真っ正面ですからね。

そういういろいろな要素をきちっと整理した上でこの事業の提案がなければ、これは評価委員会としてもやりようがないと思います。

大西会長 1丁目の護岸については、緊急事態ということで、県と市の方でいろいろやり取りがあって、事業の枠組みが決まってきたと承知しています。ただ、どういう形状の護岸にするかということについて護岸検討委員会でこれから具体的な中身は議論することなので、まさに2丁目についてやったような格好で議論していただいて、それと連動して評価委員会の方で評価するという体制を組んでいきたいと思います。

傍聴の方で、資料3-4と3-5について質問、意見がある方がいましたら、お願いします。

発言者B 江戸川のBです。

今の資料3-4の1ページ目に「現地調査計画」というのがございます。海生生物調査が主となりますが、手元に古いのがないのですが、内容としては従来どおりの内容になっているのではないかと思います。

ところで、先ほど評価委員会からの報告がございました。その11ページに「評価結果」というのがございまして、ここに「生物調査結果について、細かいデータの比較や分析の検証がしやすいように、学術報告書のような形式を用いた記述にしていきたい」という指摘がございます。そして戻りましてこの計画ですが、もしそういうことが反映するとすればどのように扱うのか、そういう記述をしてしかるべきだと思うのです。そういう点を明記していただきたい。

この評価委員会の報告は、私どもは感心します。というのは、また戻りますが、「検討結果」で「マガキを基盤とした潮間帯のハビタットとして機能しつつあり」云々というのがあります。これも従来ずっと護岸工事でやってきたのですが、私も途中で気がついたのですが、「ハビタットとして機能している」という表現は、確かにカキ礁のようにたくさんのマガキがあって、その中に魚であれカニであれたくさん生息して大きなハビタットを形成しているわけですが、それが工事の前と工事の後でどの程度の変化があるのか。再生事業ですから、それより密度が濃くなっているのが望ましいと思うのですが、残念ながらそういう調査がなかったために比較できなかったのですね。そういう点から見て、今度の評価委員会の指摘は本当に当を得ているのではないかと思いますし、県の新しいこれからの調査についてはそれを反映したような計画にすべきだと思うし、今回の資料3-4の計画では明記すべきではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

大西会長 宮脇委員が意見があるということです。お願いします。

宮脇委員 1丁目、2丁目の護岸の検討委員会で検討しているのですが、例えば資料3-5の4ページ目で実際に工事の計画内容がある程度出てきております。形状等はいろいろ意見、あるいは緑化等を進めて景観に配慮しているところですが、素材の石の色の問題を指摘したところ、現状は冷たい色の石になっておりまして、これは何でそうなったのかということ、公共事業なのでB/Cで決めているということで、問題を感じたわけです。

基本的な問題として、B/Cでやってしまうと、環境配慮という側面が抜けてしまうわけです。費用と便益の関係だけでやると抜け落ちる数字に乗っかってこないような景観

とか空気のクオリティとか、こういった問題が残るというものがあります。実際に、「景観上、石のクオリティを上げてほしい」と要望しますと、建設費がコストアップするということになるわけです。これまで、あまりコストアップしない、あるいはコスト削減するような景観配慮の検討をしているのですが、コストアップの部分に関してはなかなかいい回答を検討委員会の方ではまだ得られていないという状況なのですが、スケジュールを見ると、来年度、被覆の部分は工事に入るということで、わりとぎりぎりなのではないかと感じております。

B / C の環境配慮ができない部分の問題は基本的な問題でして、昨日までイギリスに行って勉強しておりまして、環境問題と B / C の問題をどうするのかということイギリスの専門家に聞いていたのですが、ある程度 B / C では配慮できない部分はバランスをとる必要があるということで、景観に対する配慮をどういうふうに換算するのか、あるいは換算するとするとそれなりの方法があるわけですが、時間的に間に合うのかという問題がありまして、具体的には石の問題だけですが、そういった部分を指摘しておきたいというか、検討委員会の方ではすぐに対応できない問題でもありますので、全体会議の方に投げかけてみたいと思いました。

遠藤委員 今の話とまたちょっと違うのですが、資料 3 - 4 の「調査項目」ということで出ておりますが、今日も評価委員会の検討結果の報告がありましたけれども、実は非常に苦しい評価をしているなという感じがするわけです。

といいますのは、護岸検討委員会では、護岸を造るにあたって、その護岸がどういう影響を及ぼすかという最低限の調査として、まずこの辺の測線を一つ作っておいて、それで評価しようとする。そのときは、具体的に護岸がどういう影響を及ぼすかということについての概念といいますか、例えば地形がどのくらい変わるだろうかというようなことで、1 測線ぐらい取っておけば多少は推測できるのではないかとということでスタートしているわけです。ところが、評価しようとしたときには、そういったものを基に、先ほど報告がありましたように、全体として砂がどのくらい動いているのかということにまで言及している。つまり、当初目的とした調査に対して評価しようとしたときに、範疇が違ってきている。どういうことかといいますと、今回、1 丁目に関しても、調査をして知りたいという内容のことと、それを評価するという立場の部分が当然違うわけです。しかし、評価をする側としては、生物が増えたか減ったかではなくて、増えたか減ったかという結果になった理由も当然出さなければいけないわけです。

私が申し上げたいのは、もうここまで来ている状況では、何を評価したいからどういう項目を最低限どこで取るべきかということが評価委員会の方から具体的に出てきて、それを理想的なものとしてやればいいですが、当然できないと思うのですね。であれば、最低限これとこれはやっておく必要があるということ明記すれば、評価委員会はこういうものは評価できますよというところを明確にできるのではないかと思います。そういう意味で、評価委員会が全体を評価するというのは常にあるわけで、そのために一つの事業の単発という調査ではなくて、全体の計画があって、これをやるについでにこの調査をやるという位置づけにしないと、なかなかつかめない。そういう意味で、評価委員会から具体的な調査項目と地点ぐらいは出てもいいのではないかと、このように思います。

大西会長 評価委員会への意見という感じでもありました。

細川委員 ご指摘の趣旨はわかりますが、今回の資料にも2ページ目に書いてありますが、評価委員会としては「護岸の改修によってマガキのハビタットが形成されることを目標とすべし」というようなことは今まで言ってきていないのです。「マガキのハビタットを形成します」というのは、事業する方が、この事業の目的としてそこを目指します、あるいは事業の影響の結果としてそういうふうになるように目指しますというふうに言っていただいて、調べたてみたらそのとおりになってきましたということを経験委員会にご報告いただいているところです。

評価委員会は、三番瀬再生の生物学的な目標がどこにあるべきかと、目標の設定をすべきではないかと思っています。目標の設定は再生会議がやるべきです。なので、ランドデザインを早く再生会議で議論してほしいという要望を経験委員会としては出しているところです。それがまだのうちは、それぞれの事業の中でここまでを狙います、ここまでを目標としますというのを一々この再生会議の場で了承されて、この会議ではここまでやりますというふうに了承されたのですが、それができるところについてモニタリングのやり方はこれでいいだろうかというようなところ、これだったら評価委員会で議論できるかと私自身は思っているところです。

松崎委員 前回、護岸検討委員会の中でも私は質問したと思うのですが、1丁目に関しては漁港がありますね。漁港の移築等の話も出ていたような気がするのですが、市川市の方にそれを聞いたところ、まだ青写真ができていないと。その進捗状況はいかがでしょうか。

市川市 漁港の計画づくりは、まだ発注したかしないかぐらいのところ、そういう段階なものですから、この前お話したとおり、まだ絵としてできておりませんので、きちんとそれなりに説明できるようになりましたら、何らかの形でお示ししたいと思っております。

大西会長 全体が時間が苦しくなっていますので、実施計画については取りまとめをしたいと思えます。

前半の部分、実施計画に関する意見については、さっき申し上げたとおりです。

3 - 4と3 - 5は、実施計画の中に入っていることですが、特掲されているものであります。これについて、特に3 - 4については、1丁目の護岸、新しい事業が行われるということになりますので、それに関する環境への影響について評価委員会に検討をお願いする。その際に、当初、枠組みから出発すると思えますが、県の方から、当然のことですが的確な情報を説明していただいて、議論ができるようにしていく。ただ、まだ詳細が決まっていないということですので、護岸検討委員会と評価委員会、事務局が協力して進めてもらいたいと思えます。

では、3 - 4、3 - 5について時間をとってしまって申しわけありませんでしたが、以上といたします。

(4) ワーキンググループの検討状況について

大西会長 次に「ワーキンググループの検討状況」に進みます。

今年度は三つのワーキンググループについて、既に1回ずつは議論していただいたということになっていきますので、あまり時間がないので、恐縮ですが短めに報告をお願いし

ます。

はじめに、ラムサールについて、倉阪委員からお願いします。

倉阪委員 ラムサールのワーキンググループは、11月16日(月曜日)に1回開催いたしました。資料4の一番下に出席委員等が載っておりますので、ご覧ください。

第1回の会議でしたので、共通認識を持つために、過去の関連ワーキンググループの検討結果、ラムサール条約制度の概要、あるいは鳥獣特別保護地区の規制内容、これまでの漁協への説明内容、そのやり取り等、事務局から説明をいただき、今後の進め方について検討しました。

その検討の中で、ラムサール条約の指定湿地、特に指定をするために国設鳥獣保護区の特別保護地区を指定したところ、そこに漁業権を持っている漁協に対して具体的なアンケートを行って、その内容について、さらにその漁協さんへの働きかけ等に活用していくという方向性が議論され、県の方からもその方向で検討を進めていくという状況になったところでございます。

次回、1月中旬以降に開催する予定です。

以上です。

大西会長 ありがとうございます。

次は、グランドデザインのワーキンググループで、吉田副会長から報告をお願いします。

吉田副会長 12月7日に遠藤委員、上野委員、後藤委員と私の4名で三番瀬サテライトオフィスで第1回目をやりました。

まず、「グランドデザイン」という名前は去年のこの再生会議から知事への要望の中にも入っているのですが、県でそれを出してほしいと。それが逆に自分たちへの宿題に降りかかってきたと、そういうことでございますけれども。

その中身を検討するにあたって、これまで検討してきた資料がございます。それは円卓会議の海域小委員会の再生イメージワーキンググループにおける検討。これは県の基本計画にも参考資料として入っているわけです。あとは、目標生物の勉強会が開かれておりまして、ある程度の途中経過が出ております。

こういったものをベースにして、グランドデザインの勉強会の検討内容としては、長期的、中期的、短期的な目標生物が目標生物勉強会などからも出されておりますので、こういった生物の目標と、加えて人と自然との関係に関する目標ということも含めて、時間軸で検討したいというのが一つ目です。

もう一つは、今まで十分できていなかったのは、三番瀬全域を見ると言いながら、全域ではなく岸に近い護岸周辺のかなりミクロな部分の方に話題が集中しておりました。それをもう一度鳥の目で広い目で見て、三番瀬の空間的なゾーニング。ゾーニングは自然環境の調査の方でもいろいろなゾーニングが出されておりますが、そういったものの中に、先ほどお話しした目標生物とか、人と生物の関係に関するいろいろな目標とか、そういったものを配置していくということが2番目です。

3番目として、これを実現するには、いろいろ現実的には社会的な制約がございます。それは法的制約もあるでしょうし、漁場再生検討委員会などで検討されている漁場再生という面から、あるいは地元市の意向など、地元の希望ということもございます。そういったことも含め、そういったことを明らかにした上で、それをどういうふうにして理

想と現実というものを結んでいくか、そういうロードマップを作り上げる。これが3番目でございます。

成果物としては、目標生物、人と自然との関係を時間軸で整理した表と、三番瀬のゾーニングに当てはめた目標生物、人と自然との関係を示したマップと、そういう社会的な制約と、それを解決するためのロードマップという進行表、それを説明した文章のようなもの、その三つを成果物として考えています。

今後の予定ですが、第2回は1月18日に、時間軸で目標生物並びに人と自然との関係を整理したいと思います。第3回目は2月、土日に、広く参加いただけるような日にワークショップ形式で。というのは、このワーキンググループの委員はかなり限定されておりますので、市川、船橋、習志野とかかなり広い方々にお入りいただいて空間的ゾーニングを検討しなければいけないということで、3回目は少し広めの検討にしたいと思います。3月になりまして第4回目としてロードマップを検討する。こういった検討した結果を、多分6月に再生会議が開かれると思いますが、それに報告して、この生かし方としては、平成23年からこの次の5ヵ年計画が作られるということで、平成22年度内に検討が進められると思いますが、それに反映していただく。あるいは、自然環境の調査の方も22年度からということで新たなタームに入るとと思いますが、そういったものに反映させていきたいと思っております。

ぜひ、このチームだけでなく、委員はじめたくさんの方にご参加いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

大西会長 次が江戸川放水路のワーキングで、清野委員から報告をお願いします。

清野委員 江戸川放水路のワーキンググループとしましては、12月4日(金曜日)の夜に3時間近く議論を行いました。委員は、川瀬委員、竹川委員、三橋委員、大野委員、そして私でございます。

会議の内容としては、まず、再生会議における意見や過去の報告書、円卓会議でのさまざまな議論、国土交通省の行徳可動堰での検討などの情報収集を行いまして、まだこういう調査があるということがわかっただけなのですが、現状の課題や今後の進め方の検討を行いました。最終的には、短期、中期、長期の今後何をやるべきかという課題と、とれる対策の可能性を整理していきたいと思っております。

各委員からさまざまな意見がございました。例えば、現在こういった川と海の境界域のことに關しては、この東京湾でもそうですし、瀬戸内海あるいは九州の有明海などでも、ダムや堰の弾力的な運用ということで、その地域の実情に合わせた見直しが進んでおります。そこで、行徳可動堰については、現在さまざまな基礎調査、それから改修することはもう決まっておりますので、それに向けたいろいろな取りまとめが今年度行われていると思っておりますので、そういった調査の情報提供を国の方にもお願いしつつ、かつ三番瀬の方で今まで議論してきた海からの視点が、今の江戸川あるいは利根川の検討の中にはどうも十分と思えないような部分もありますので、いろいろな水循環や弾力的な運用ができるような堰のハードウェア的な構造というのでも議論してみたいと思っております。

その際、けっこう技術的なことに委員の関心というかそういうこともございますので、江戸川の河川事務所に伺って、現在の堰の構造、あるいは想定されるような構造も含めて、何が現実的に物理的にできるのかということも議論したいと思っております。

一方で、社会的な条件というのもございます。実は海に水をもうちよっと供給できないかということ、あるいは弾力的な運用というときに、関係者の合意形成で水利権の状況の把握ということがございます。したがって、どういった利害関係者の方がどういう意見をお持ちなのか、あるいは漁法とか生態系についてどんなことを指摘されているのか、過去の指摘事項や意見分布も重要かと思えます。

そして、真正面から弾力的な運用に挑戦するという中長期的な方法もあるのですが、一方で、既に水利権をお持ちの方々の利水の状況を見ておきますと、場合によっては海の緊急事態、あるいは漁業からの提案があったときに、民間ベースでの協力というのもあり得るのではないかとというような、そういう社会的な仕組みについての提案もございました。

以上、このワーキンググループとしましては、今、現実に漁業とか三番瀬再生の生き物の観点から喫緊の課題として考えておりますので、かなり現実的なところから始めて中長期計画までまとめていきたいと思えます。

以上です。

大西会長 どうもありがとうございました。

時間がない中で報告していただきました。それぞれのワーキンググループの会議は、オープンといたしますか、傍聴可で運営されているということによろしいですね。ということですので、会場の傍聴の方もご参加いただきたいと思えます。

日程については、今も口頭でありましたが、これはホームページに載っているのですか。どういう格好で公表されているのですか。

三番瀬再生推進室 ホームページには載せてございません。委員の方だけに報告させていただいております。

大西会長 傍聴の方がいるというのは、どうしてですか。

三番瀬再生推進室 多分、委員の方から連絡が行っているものと思われれます。

大西会長 何かちょっと工夫を。あまり大きな会場ではないので、大変だけど。

三番瀬再生推進室 サテライトで主にやっておりますので、人数的には5人ぐらいがせいぜいかと。

大西会長 ワーキンググループの紹介をホームページでやっていないのですか。

三番瀬再生推進室 ホームページでは紹介はしておりません。

大西会長 ワーキンググループが開催されているということも紹介してないんだね。どこでやっているかということではなくて、そういうワーキンググループという仕組みが動いているということ。

三番瀬再生推進室 お知らせの中で1項目として、ワーキンググループが今検討中であるということは、入れてはございません。

大西会長 問い合わせを県の方にしてくださいという書き方ぐらいですね。大々的に宣伝して大勢来られても入れない。

三番瀬再生推進室 場所的にちょっと難しいかなというのがございます。

大西会長 口コミだけというのもどうかという感じもするので、関心のある方がアクセスできるような体制は一応としておいて、ただ物理的な制約があるので、ワーキンググループについてはあまり大勢は入っていただけないと。

今日のような格好で、次回、まとめた報告をしていただくということになります。
追加的な仕事で大変ご苦労をかけますが、よろしく願いいたします。

日程については、サテライトには掲示できるのですか、三橋さん。そういうこともできないですか。

三橋委員 サテライトにホームページから入ってもらってということは可能ですね。

大西会長 何らかの工夫を。

三番瀬再生推進室 では、検討させていただきます。

三橋委員 入口のガラスに貼るとか、そういうことでもやりましょう。

大西会長 それでは、以上でワーキンググループの報告を終わります。

4. 報告事項

(1) 三番瀬関連委員会の開催状況について

(2) 市川市塩浜2丁目市川市所有地前面における砂移動試験(案)について

(3) 市川市塩浜2丁目護岸改修事業の進捗状況について

(4) 千葉港葛南中央地区ふ頭用地整備に伴う護岸復旧工事について

5. その他

大西会長 次は、報告事項に移ります。

報告事項について、時間もないので手短に県の方から続けてお願いします。

三番瀬再生推進室 関連会議の開催状況について、簡単に説明させていただきます。

資料4をご覧ください。

前回の再生会議以降に開催された各委員会の開催日時、主な議題、議事の概要等について、一覧表にまとめております。

市川海岸塩浜地区護岸検討委員会ですが、9月29日に第27回が開催されまして……。

大西会長 これはご覧いただくということで。次回から、これは最初に会議の開催報告をするときに一緒にやってしまいましょう。

三番瀬再生推進室 わかりました。では、今回はご覧いただくということでよろしく願いいたします。

三番瀬再生推進室 続きまして、配付資料5をご覧ください。

三番瀬再生実現化試験計画等検討委員会において検討を重ねてまいりました干潟的環境形成試験については、昨年6月に開催された第24回再生会議にて概略を説明しております。その際に、再生会議へ報告した後、評価委員会での検討を経て、再生会議の方から試験の実施にあたって幾つかの助言をいただいております。

実施にあたり、まず大きな課題となっておりますのが、塩浜2丁目の護岸改修に伴うモニタリング調査との調整について、今回、資料5のとおり考え方を整理して、これに基づき実施していきたいと思っております。

資料4の下の方、9月17日に第12回実現化検討委員会を開催しているのですが、その中で、今回の2丁目の護岸前面における試験について、当初考えておりました生物試験については、モニタリング調査に直接的な影響が懸念されるのではないかとということで、22年度の実施は見送りまして、対照測線を含めたモニタリング測線上、あるいはその近

接部の試験を避けることができるかどうかということをお砂移動試験にのみ限定して考えて、自然の変動内と考えられるような位置で試験区を設定した上で、市川市所有地前面において砂移動試験のみをまずは実施するということが検討委員会の中で決定いたしました。

また、実施にあたりましては、配付した資料5の2ページの「試験区設定場所(案)」に記載している事項に基づき試験区を設定していきたいと考えております。

さらに、試験に伴うモニタリング調査については、物理的なデータの収集をまずは重視するというので、地盤高、砂の移動方向、波浪調査、底質、水質の5項目を主な調査項目としております。

現在も、調査計画の熟度を高めるべく協議を継続しておりまして、今年度末に次の実現化検討委員会を開催する予定でありますが、その最終的な計画案を策定していきたいと考えております。

以上でございます。

河川整備課 次に、市川市塩浜2丁目護岸改修事業の進捗状況について、資料6をご覧ください。

2ページに工事の進捗状況を書いてございます。今年度は赤で書いております。捨石50m、陸側H鋼杭205mの工事です。8月までに捨石の50mの工事を完了し、老朽化した鋼矢板護岸の倒壊防止というものが完了したところです。今後は、陸側のH鋼杭を施工していく予定になっております。

それからモニタリングの内容についてですが、8ページをご覧ください。「地形に係るモニタリング調査」ということで、護岸の法先において施工海底面に対して±0.5mという基準値を設けておりますが、今のところ大きな変動は見られず、基準値内に入っているということが9ページに書いてございます。

12ページに、「底質に係るモニタリング」ということで、これにつきましては、13ページにありますように、検証場所として、護岸の手前30mの地点、80~100mの地点について、泥分の割合が40%を超えないことということで見ておりますが、これについても今のところ著しい変化は見られていないという状況になっております。

15ページ、これは生物調査についてですが、こちらの基準については、下にありますように、石積み部において1m×1mの中にマガキの着生面積が0.53㎡程度になること、重要種ウネナシトマガイについては確認されること、ということをお基準値として見ております。

これについては、22ページをお開きください。施工後約3年間の調査結果では、中潮帯で0.62㎡、低潮帯で0.83㎡確認されて、検証基準値0.53を満たしているところです。

23ページ、これは重要種ウネナシトマガイについてですが、施工後1年後以降確認されている状況となっております。

25ページからは、緑化試験のモニタリングということで行っております。下の26ページにありますような植物を植えて、今、経過観察を行っているところです。

27ページ、28ページがその経過ですが、土壌の劣化が目立つ、砂の間詰め比べて生育があまりよくない、ハマニンクやハマダイコンの活着・発芽は良好であるという状況が見られているところです。

35 ページ、これは砂つけ試験についてのモニタリングです。これにつきましては、37 ページにありますように、写真に見られるような状況で施工したところです。今年、10 月に台風が来ましたが、今までに大きな地形の変化は見られていないという状況になっております。

生物については 39 ページをお開きください。ここの写真で見られますようなコメツキガニ、下に写っているような二枚貝、ゴカイ類、アサリやホンビノスガイといったものが既についているという状況になっております。

41 ページが「水鳥に係るヒアリング結果」で、工事に係る水鳥への影響を見ていくということで、42 シートにあるような三方からお話をお聞きしたところです。

43 ページにヒアリングの結果が書いてございます。それぞれここ数年で大きな変化は見られない、工事の影響等で著しく変化したことはない、という意見をいただいております。今までのモニタリングにおいて工事による著しい変化は見られていないという状況になっております。

以上でございます。

港湾課 配付資料 7、千葉港葛南中央地区ふ頭用地整備に伴う護岸復旧工事について説明いたします。

1 ページをご覧ください。

本工事は、下の工事箇所図にありますように、三番瀬の東側に位置する千葉港葛南中央地区船橋中央ふ頭沖側の港湾が管理する護岸の復旧工事です。現在、当該地区では、港湾施設 - 12m 水深の岸壁の整備を実施しており、その背後地に不足する貨物の野積場としてふ頭用地の整備を計画しているところです。

今回報告の工事については、護岸を復旧する箇所の背面を野積場として整備の計画をしておりますが、過去の台風、波浪等により被災を受けた護岸を復旧することにより、ふ頭用地の安全・安心を確保することを目的としております。

工事延長としまして、港湾が管理する護岸延長 713m のうち 160m の護岸を復旧する工事を計画しております。

上の工事のスケジュールとしましては、平成 22 年 1 月から関係機関との事前協議を実施し、平成 22 年 4 月～8 月の期間で本工事を計画しているところです。そのうち海上工事は、やはり 4 月～8 月末の期間で工事を行いたいと思っております。

2 ページですが、工事の標準断面図です。上段が復旧後の断面で、下段が既存の断面です。再度の被害を防止するため、護岸の構造の補強・改良を実施し、施工いたします。補強としては、ブロックの背面の裏込コンクリート、さらに裏込栗石の断面を増強し、また上部水たたきコンクリート舗装を設置し、越波による護岸の背面の洗掘防止を計画しているところです。

3 ページですが、工事箇所図及び沖から見た状況写真です。「護岸復旧工事 L = 160 m」と記載されているところが該当工事計画箇所でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

大西会長 資料 8 も続けてお願いします。

三番瀬再生推進室 資料 8 について説明いたします。22 年度の再生会議の予定です。

今年度と同様に 3 回を基本に開催させていただこうと考えております。ただし、新しい

事業計画の策定ということもありますので、詳細につきましては現在検討中でございます。いずれにしても、後日また委員の皆様にご都合をお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

大西会長 以上で、事務局からの説明、その他の事項に関する報告は終わりました。

これについて、ご質問、ご意見がある方はお願いします。

後藤委員 資料5、砂移動試験についてですが、これは多分、出ていない方には、何の目的でどういうふうにするかという前段がないので、そこは、もし資料として出していただく場合も、目的から、どういうことを考えているのかということは書いておいた方がいいのかなということです。

それから資料7ですが、これは多分、海浜公園の横ということですね。それだけ確認させていただきます。

港湾課 そうです。海浜公園の隣でございます、12m岸壁の背後でもございます。

後藤委員 船橋の再生の中でここは歩けるようにできないのだろうかという話も長期的にはあって、復旧工事ですのではありませんかと思うのですが、その辺のことも少し視野に。もう工事を始めちゃうと思いますので。ただ、そういうことも視野に入れて議論しておかないといけない場所だったというのは、それを荷造り場にするというのは、最初から決まっていたことですか。

港湾課 ここは12m岸壁も24年には整備されますが、ここに限らず葛南の中央地区から発生する荷物を置く場所として計画しているところでございます。

後藤委員 それは長期計画として、三番瀬のそばですので、そういう話は今まであったのですか。

港湾課 先ほどお話に出ましたが、野積場として使うには早急に復旧しないと、そこから土が漏れてしまいますので、当面、原状復旧ということで対応させていただければと思います。

倉阪委員 資料5についてですが、実現化検討委員会でどういう議論があったかということでございます。

この砂移動試験の目的は、人工干潟化であるとか、そういったものを目的としているわけではありません。これにつきましては、海底面の状況、特に市川護岸沿いには人為的に掘られた滞が存在しますので、そういったものについて順応的管理を念頭に置いて徐々によりよい状態に戻していくといったことを想定し、海底面の環境の状況をよくするために、まずはすべてが流れ出しても自然変動の中に収まるような範囲内でやってみよう、という議論をし、了解をいただいたところでございます。

今日、「ここが知りたい 三番瀬」 などというパンフレットを配っていただいておりますが、この中には「猫実川河口域の人工干潟化をにらんで砂つけ試験等を行っている」と断定的に書かれていますが、これは全く違いますので。そこは自然保護団体としては最悪のケースを想定して書かれるかと思いますが、私は実現化検討委員会に携わっているわけです。こういう形で書かれると、私が公的に検討委員会や三番瀬のこういう再生会議で発言している内容が伝わらないわけです。かなり実害を受けております。

私は、この中で、全く公開のもとで議事録に残るということではじめから信念を持って話をしてきているわけですが、私の名前で検索等をする、私のことを誹謗中

傷するような形のサイトがありまして、実際、この9月にも辺野古の問題でアセスの審議会で沖縄の方に出て行って証言をしたわけですが、出て行く前には、向こうの自然保護団体の方が、「倉阪教授は三番瀬の問題などで開発寄りの発言を繰り返していた人物のようであり、大変よろしくない人選です」と、このようなことがブログに流れ、インターネットでまた増幅するということが起きております。証言の後には感謝をいただきましたけれども、誹謗中傷に当たるような、決めつけのようなそういう発言、あるいはそういう解釈は極力やめていただきたい。あわせて要望させていただきます。

大西会長　ほかにご質問ありましたら。

竹川委員　資料8ですが、三番瀬再生会議の3回の予定があります。これは2年間ぐらいこう来ているのですが、結局、今のような話も、再生の基本的な問題についてじっくりと話す機会がなかなかないというところから起きているのではないかと。

それで一つ要望があるのですが。一昨年まで、例の国指定の国設鳥獣保護区の問題で特別交付金を毎年いただいていたわけですが。3年で6,000万円ですか。それが再生会議の開催の費用とか何かになっていたと思うのですが、その当時から見ると、国指定鳥獣保護区の条件がさらに一步進んだのではないかと思います。したがって、あれはまた交付を請求するという話もありましたので、ぜひとも今年、ラムサールの問題に絡めて、第一歩として国指定鳥獣保護区の交付金を申請していただいて、そういう方向で臍をくくって、再生会議の開催回数ももう1回ぐらいは増やしていただきたい。県の方に要望しておきます。

細川委員　同じ資料8ですが、評価委員会の開催が第32回三番瀬再生会議の前で止まっていますが、再生会議の要望あり・なしに関わらず年度末に1回開きたいと思って、今までこの3年ぐらいやってきております。「必要に応じて評価委員会開催」と四角で囲っているところは、12月の頭で切らずに3月まで延ばしていただければと思います。

三番瀬再生推進室　ここは12月で終わりですよということではなくて、概ねで区切ってございますので、その辺は臨機応変に対応させていただきたいと思います。

細川委員　ありがとうございます。

大西会長　会議の回数は話題になりますけれども、3回を基本として、やむを得ない場合には増やす。それ以外に、これは皆さんに負担をおかけしていることにはなりますが、ワーキンググループ等をして効果的な議論を積み重ねて反映するということになると思います。実践的には、ラムサールがかなり実践的なテーマです。それから、江戸川放水路は、まだここでの合意形成、十分な議論が行われていない面はありますが、社会状況としては喫緊のテーマになっている。ランドデザインについては、再生会議が発足した当初からそういうものが必要だと言われていたわけですが、円卓会議で粗々の整理はあったと思いますが、円卓会議で重点を置いて描いたことは必ずしも円卓会議の合意ではなかったということもあって、それ自体が波紋を投げているようなところもあります。そういう意味では、三番瀬の一定の事業が進んだ段階で、再生というのを中長期的にどういうふうに考えていくのかというのは、やはり再生会議の合意事項にしていく必要があるということでもあります。これがどういうタイミングで議論になるかということもあありますが、さっき吉田副会長が少し時間をかけた議論もしたいと言われていましたので、

ぜひそういうところにも参加していただいて、議論を詰めて、いずれ再生会議でそういう議論もしたいと思います。そのする時間をどうやって生み出すかというのは、来年になってから考えたいと思います。よろしくご協力をお願いいたします。

今日は、何と言っても、森田知事が見えて、三番瀬について所信を表明していただいたということでもあります。それぞれ受けとめ方があったと思いますが、私としては、「再生・保全」という言葉が入っていたということと、特に関係市あるいは関係住民の方と県が協力するという趣旨の発言があったと思います。その意味では、我々が依拠している再生会議の設置要綱を踏まえたような格好でのご発言であったのかなということで、やや存在が中途半端といいますか揺らいでいたわけですが、知事によって位置づけ直されたということもあると思います。いずれにしても来年まで我々の任期がありますので、来年も引き続きよろしくをお願いいたします。

6 . 閉 会

大西会長　今日は遅くまでになってしまいましたが、ご苦労さまでした。ありがとうございます。
した。

以上

環境団体が自主的に委員席に配布したものであり、会議資料ではありません。